



国連気候変動枠組条約第 14 回締約国会議 (COP 14) および京都議定書第 4 回締約国会合 (COP/MOP 4) サマリー：2008 年 12 月 1～12 日

国連気候変動会議は、2008 年 12 月 1 日～12 日までポーランド・ポズナンにおいて開催された。会議では、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第 14 回締約国会議 (COP 14) と京都議定書第 4 回締約国会合 (COP/MOP 4) を含む一連のイベントが開催された。

これら 2 つの主要機関を支援する 4 つの補助機関の会合が開催された。すなわち、条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会 (AWG-LCA) 第 4 回会合、京都議定書附属書 I 国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ第 6 回再開会合 (AWG-KP 6)、実施に関する第 29 回補助機関会合 (SBI 29)、および科学的・技術的助言に関する第 29 回補助機関会合 (SBSTA 29) である。

これらのイベントには、政府関係者、国連の関連諸機関、政府間組織、NGO から約 4,000 人、メディアから 800 名以上など、総勢 9,250 人を超える参加者が集まった。

こうした会合の結果、COP 決定書および COP/MOP 決定書が採択され、多くの結論書が補助機関によって承認された。これらの成果では、京都議定書のもとでの適応基金、2009 年における AWG-LCA および AWG-KP の作業計画、技術移転の成果、クリーン開発メカニズム (CDM)、キャパシティビルディング、国別報告書、資金・事務管理の問題、さまざまな方法論の問題を含め、幅広いテーマが取り扱われた。

ただし、ポズナンでの重点分野は、長期的協力と、京都議定書の第 1 約束期間が終了する 2013 年以降の期間であった。2007 年 12 月、バリでの交渉担当者会議は、2009 年 12 月の COP 15 を 2013 年以降の行動枠組みへの合意期限として設定するバリ行動計画とバリ・ロードマップを承認した。したがって、ポズナンは、2009 年 12 月の期限に向けた中間点となる。ポズナンでの交渉では一定の成果が得られたが、大きな進展は見られず、交渉官は、2009 年 12 月のデンマーク・コペンハーゲンを最終期限として、12 カ月間にわたり活発な議論を繰り返すことになる。

ここでは COP、COP/MOP、補助機関の議題ごとに議論や決定、結論の内容をまとめる。これには、COP および COP/MOP に関するセクションが含まれ、(COP および COP/MOP の作業に貢献する) SBI と SBSTA の報告書も対象に含まれる。また、バリ・ロードマップおよびバリ行動計画に基づく作業に重点的に取り組む AWG-KP と AWG-LCA に関する独立セクションも含まれる。

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) と京都議定書の経緯

気候変動に対する国際政治における対応は、1992 年の国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の採択に始まる。UNFCCC は、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、温室効果ガスの大気中濃度の安定化を図る行動枠組みを策定している。UNFCCC は 1994 年 3 月 21 日に発効し、現在 192 カ国の締約国が加盟している。



1997年12月、日本の京都に於いて開催された条約の第3回締約国会議（COP3）でUNFCCCの議定書に関する合意に至り、先進国と市場経済移行国が排出削減目標の実現を約束した。UNFCCCの下で附属書I国と呼ばれるこれらの国々は2008年～2012年に（第1約束期間）温室効果ガス6種の総排出量を1990年比平均で5.2%削減、各国ごとに個別の目標を担うということで合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効、京都議定書の締約国は現在、180カ国となる。

2005年、カナダ・モントリオールにおいて、京都議定書の第1回締約国会合（COP/MOP1）が開催された。この会合では、京都議定書の附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ（AWG-KP）が設置され、2012年に「第1約束期間」が終了した後の附属書I国の約束について検討された。さらに、COP11では、COP13までに、4回のワークショップから構成される「ダイアログ」（対話）を通じて、条約の下での長期的協力を検討するという合意した。

2007年12月、COP13およびCOP/MOP3がインドネシア・バリにおいて開催された。バリ会議の焦点は、2013年以降のいわゆるポスト京都問題であった。2009年12月にデンマーク、コペンハーゲンで開催予定のCOP15までにポスト京都の枠組みについての決着をつけるため、それまでの2年間のプロセス、いわゆる「バリ・ロードマップ」（バリ行程表）の合意をめざした長時間の交渉の末、ロードマップによって条約と議定書の下に「交渉トラック」が設定された。条約ダイアログのフォローアップ交渉の結果、バリ行動計画の合意に達し、条約の下、長期協力に関する包括プロセスの発足をめざしたAWG-LCAが設置された。バリ行動計画は「緩和」、「適応」、「資金」、「技術」の4分野を特定し、各分野で検討すべき問題を挙げ、「長期協力行動のための共有ビジョン」を明確にするよう求めた。

第1回AWG-LCAおよび第5回AWG-KPは、2008年3月31日から4月4日まで、タイ・バンコクにおいて行われたその後、2008年6月にはドイツ・ボンで、8月にはガーナ・アクラでさらなる協議が行われた。プロセスの経緯については、下記のウェブサイトを参照：
http://www.iisd.ca/process/climate_atm-fcccintro.htm

COP14 報告書

COP13のRachmat Witoelar議長（インドネシア）は、12月1日月曜日、COP14の開会を宣言し、今回の会合は、「バリからコペンハーゲンへの架け橋」となる重要な会合であると説明した。その後参加者は、ポーランドのMaciej Nowicki環境大臣をCOP14議長に選出した。同議長は、ポズナン会合の主要な目的を「共有ビジョン」の明確化であるとした。

ポーランドのDonald Tusk首相は、「世界的な一体感」を求め、経済危機のため各国の気候変動と戦う意思が弱められてはならないと述べた。

デンマークのAnders Fogh Rasmussen首相は、気候変動との戦いは環境面と経済面の両方の見地からみて正しい選択だと述べた。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）のRajendra Pachauri議長は、科学的な現実注目、気温上昇を工業化以前と比べて2℃で抑えることが十分かどうか再検討するよう求めた。

UNFCCCのYvo de Boer事務局長は、最近の進展状況に注目し、AWG-LCA議長が各締約国の意見をま

とめた「とりまとめ文書」に焦点を当てた。

アンティグア・バーブーダは Group 77 と中国 (G-77/中国) の立場で発言、気候変動の緊急度を十分に考慮した交渉ではないと嘆き、AWG-KP および先進国の約束に関する作業の進展を求めた。

フランスは欧州連合 (EU) の立場で発言、気候変動との戦いは、不景気の回復を待たなければならないとし、EU では、2020 年までに 20%削減の目標を実施する法案について域内での審議が続いているが、EU の目標自体は明確に打ち出されていると述べた。

グレナダは小島嶼国連合 (AOSIS) の立場で発言、AWG-LCA の作業の迅速化をはかる必要があるとし、AWG-KP 6 ではグループとしての先進国の排出削減範囲について合意する必要があると述べた。

オーストラリアはアンブレラグループ (EU を除く先進国の緩い連合体) の立場で発言、2009 年の作業計画を効果のあるものにするよう求め、議定書締約国に関する第 9 条レビューの重要性を説いた。

モルディブは後発途上国 (LDC) の立場で発言、COP の下での資金メカニズムの強化を支持、国別適応行動計画 (NAPA) の重要性に注目、ナイロビ作業計画 (NWP) での進展を図る必要性を強調した。

スイスは環境十全性グループ (ENVIRONMENTAL INTEGRITY GROUP) の立場で発言、2009 年に交渉モードに入る必要性を強調、資金面に関する自らの提案を強調した。

アルジェリアはアフリカン・グループの立場で発言、金融危機のために行動が遅れることがあってはならないとし、CDM プロジェクトの分布改善の努力を歓迎した。

組織上の問題

12 月 1 日、投票に関する規則案 42 項を除く手順規則案を引き続き適用することで締約国は合意した (FCCC/CP/1996/2)。また、COP 4 以来、保留事項とされてきた UNFCCC 4 条 2 項 (a) および (b) (排出量と吸収源除去量に関する政策措置) の妥当性に関する第二次レビューに関する項目を除く COP 議題 (FCCC/CP/2008/1 および Add.1) が採択された。

12 月 12 日、COP (および COP/MOP) は議長以外のオフィサーを選出した。COP 副議長には、Mohammad Al-Sabban (サウジアラビア)、Mohammed Barkindo (ナイジェリア)、Colin Beck (ソロモン諸島)、Christiana Figueres (コスタリカ)、Eric Mugurusi (タンザニア)、Vlad Trusca (ルーマニア)、Philip Weech (バハマ) が選出された。COP 報告官 (Rapporteur) には Gertraud Wollansky (オーストリア) が選出された。2009 年の SBI 議長には Liana Bratasida (インドネシア) が選出され、SBSTA 議長には Helen Plume (ニュージーランド) が再任され、AWG-LCA 議長には Michael Zammit Cutajar (マルタ) が選出された。

また、オブザーバー組織のリスト (FCCC/CP/2008/3) および締約国から提出された信任状に関する報告書 (FCCC/CP/2008/4) について、参加者の承認が得られた。

12 月 12 日、COP は今後の COP 日程に関する決定書を採択した。

COP 決定書: 本決定書 (FCCC/CP/2008/L.6) において、COP は、イスラム教の祝日であるイード・アルアドハーと重ならないように、2009 年にコペンハーゲンで開催される COP 15 の日程を 1 週間変更することを決定する。会期は、2009 年 12 月 7 日～18 日となる。また、COP は、COP 16 の主催国 (中南米・カリブ海諸国であることが条件) を募り、COP 議長団 (ビューロー) の承認を得ることを条件に、2011 年の COP

17 を主催するという南アフリカの申し出を承諾する。最後に、COP は、2013 年の会期を 6 月 3 日～14 日および 11 月 11 日～22 日とすることを採択する。

UNFCCC の約束とその他の規定の実施に係るレビュー

この議題項目のもとで、COP は、資金メカニズム、国別報告書、技術移転、キャパシティビルディング、悪影響、対応措置に関係する約束やさまざまな条項の実施について再検討を行った。

資金メカニズム：この議題項目は、12 月 2 日の SBI プレナリーで初めて取り上げられ、資金メカニズムの第 4 回レビュー、地球環境ファシリティ (GEF) の報告書、GEF へのガイダンス (FCCC/CP/2008/2)、および LDC 基金 (FCCC/SBI/2008/MISC.8) に関する小項目を含んでいる。その後、第 4 回レビュー、GEF の報告書、および GEF へのガイダンスに関する小項目は、Deborah Fulton (オーストラリア) と Surya Sethi (インド) が議長を務めるコンタクトグループと非公式協議に託された。LDC 基金に関する非公式協議は、Margaret Sangarwe (ジンバブエ) と Michelle Campbell (カナダ) が進行役を務めた。

資金メカニズムの第 4 回レビュー：SBI 28 でまとめられた第 4 回レビューに関する決定書草案の多数の括弧書きについて議論が行われた。先進国は、全般的に GEF の実績に満足している旨を表明したが、途上国は、特に第 5 回の GEF 資金募集、他の資金源に対する資金メカニズムの補完性、条約外への資金拡散、および資源配分枠組 (RAF) の中間レビューの結果について、多くの懸念があると述べた。最終的に、短文の妥協案が出されて合意に至り、SBI は 12 月 10 日、結論書を採択し、決定書草案を COP での検討用に送付した。COP は、12 月 12 日に決定書を採択した。

COP 決定書：本決定書 (FCCC/SBI/2008/L.29) において、COP は、特に次のことを行う。第 5 回の GEF 資金募集を成功させ、RAF の中間レビューを十分に考慮するための財政支援を先進国に求め、他の締約国にも勧めると共に、SBI に対し、レビューに関する決定書草案の COP 15 での採択を提言するよう要請する。

GEF の報告書、および GEF へのガイダンス：この小項目に関する決定書に関しても困難を伴った。途上国は、RAF、特に LDC・小島嶼後発途上国 (SIDS)・アフリカ諸国による基金へのアクセス、GEF プロジェクトのための共同融資要件、および GEF プロセスの透明性に関する懸念を強調した。合意には至らず、12 月 10 日に SBI 結論書と括弧書き付きの COP 決定書草案が採択された。これは COP の Nowicki 議長に送られ、追加の協議を経て、妥協案で合意に達した。12 月 12 日、COP により、決定書草案が採択された。

COP 決定書：本決定書 (FCCC/CP/2008/L.5) において、COP は特に次のことを行う。GEF に対し、RAF の実施をめぐる提起された問題に十分に対処し、GEF が資金を提供するプロジェクトの共同融資の構成と目的に関する情報を定期的に提供し、すべての途上国 (特に LDC、SIDS、およびアフリカ諸国) による GEF 資源へのアクセスを継続的に改善し、COP からのガイダンスに従って、実施機関と執行機関ができる限り効率的かつ透明性の高い方法で役割を果たすことを引き続き奨励するよう要請する。

LDC 基金：非公式協議において、不十分な資源と長く複雑な NAPA 実施プロセスについての懸念が LDC から表明され、このプロセスを加速するための方策が討議された。SBI は 12 月 10 日に結論書を採択し、LDC 基金の運営に関する追加のガイダンスに関する決定書草案を COP での検討用に送付した。COP は、決定書を 12 月 12 日に採択した。

SBI 結論書: 本結論書 (FCCC/SBI/2008/L.21) において、SBI は、特に NAPA の実施に関する締約国と政府間組織からの情報提供を歓迎し、LDC 基金に 1 億 7,200 万ドルが提供されたことについて謝意を表明する。

COP 決定書: 本決定書 (FCCC/SBI/2008/L.21/Add.1) において、COP は、特に次のことを行う。GEF に対し、LDC が NAPA で特定されたプロジェクトの準備および実施に向けて資金その他の支援にアクセスするための時間枠を設定するなどの方法で、LDC との情報交換を改善およびプロセスを加速するために各機関と協力し、LDC 基金のもとで十分かつ予測可能な資源の必要性に対する認識を高めるよう要請するとともに、SBI 33 に対して、進展をレビューするよう要請する。

国別報告書: 附属書 I 国別報告書: 12 月 1 日、SBI プレナリーは、条約の附属書 I 国に含まれる締約国からの国別報告書と温室効果ガス・インベントリデータに留意した (FCCC/SBI/2008/12, Corr.1 および FCCC/SBI/2008/INF.7)。COP はこの措置に留意した。

非附属書 I 国別報告書: 当初、非附属書 I 国別報告書に関する SBI の議題案には、3 つの問題が含まれていた。これらの問題では、非附属書 I 国別報告書に関する専門家諮問グループ (CGE) の作業、資金援助と技術援助の提供、および非附属書 I 国別報告書に含まれる情報が取り上げられていた。しかしながら、途上国からの反対を受けて、非附属書 I 国別報告書からの情報に関する項目については検討されず、SBI 30 まで保留事項とされることになった。残り 2 つの問題についての審議とその結果については、以下のセクションに記載する。

CGE: この項目 (FCCC/SBI/2007/10/Add.1, FCCC/SBI/2007/MISC.7, Add.1, Add.2) は、12 月 2 日の SBI プレナリーで初めて取り上げられ、その後、Ricardo Moita (ポルトガル) と Arthur Rolle (バハマ) が共同議長を務めるコンタクトグループと非公式協議に託された。主な議論項目は、CGE のマンデートと取り決めのレビューであった。CGE のマンデートは COP 13 で終了し、締約国は更新されたマンデートに関して合意に達することができなかった。締約国は、SBI 28 での議論においても、まだ合意に達することができなかったが、括弧書き付きの草案を含む SBI 結論書を採択し、この文書に基づいて SBI 29 での議論を進めることで合意した。このセッションでの協議において、締約国はこの文書に基づき議論する意思があると表明した。米国は、条約 10 条 2 項 (a) (条約の評価情報の検討) の履行に係わる進捗を評価し、SBI 30 で検討・議論することを提案した。

G-77/中国は、この提案に関する決定を行う前に調整の時間が必要と述べ、保留事項となっている非附属書 I 国別報告書のレビュー問題と関連する可能性について懸念を表明した。米国は、括弧付きの草案について最終決定を下すことはできないだろうと述べた。そのため、締約国は、CGE のマンデートと更新された取り決めに関して合意に達することができず、これを SBI 結論書に反映させた。SBI 結論書は、12 月 10 日に採択された。COP は、12 月 12 日の閉会プレナリーにおいて、合意に達しなかったことに留意した。

SBI 結論書: 本結論書 (FCCC/SBI/2008/L.23) において、SBI は、CGE のマンデートと更新された取り決めに関して合意に達することができなかったことを指摘し、SBI 30 で協議を続けることに合意する。

資金援助と技術援助: SBI は、この項目をまず 12 月 2 日に取り上げ、GEF は非附属書 I 国に提供される資金援助について報告を行った (FCCC/CP/2008/2 および FCCC/SBI/2008/INF.10)。この項目は、その後、

Ricardo Moita (ポルトガル) と Arthur Rolle (パハマ) が共同議長を務めるコンタクトグループと非公式協議に託された。締約国は、GEF から提供された情報について議論した。これらの提言は、12月10日に SBI が採択した SBI 結論書に含まれている。

SBI 結論書: 本結論書 (FCCC/SBI/2008/L.24) において、SBI は GEF に対し、非附属書 I 国別報告書の作成に関する活動について、資金拠出・支出に関連する承認の日程についての情報を含め、詳細かつ完全な情報を SBI 30 での検討用として継続的に提供するように求める。また SBI は、COP 14 が GEF に対し、条約 12 条 1 項 (国別報告書) に基づく義務を果たすために途上国で生じる合意された総費用をまかなうための十分な財源を確保するよう要請することを提言し、第 4 回 GEF 資金募集が終了するまでに多くの非附属書 I 国が第 3 回または第 4 回国別報告書の作成を開始する予定であるという事実に留意し、これを歓迎する。

技術移転: 12月1日に、SBSTA がこの問題をプレナリーで取り上げ、12月2日に、SBI がこの問題について議論し、技術移転に関する専門家グループ (EGTT) の Jukka Uosukainen 議長 (フィンランド) が EGTT の作業報告 (FCCC/SB/2008/INF 5~8) を行った。続いて、Carlos Fuller (ベリーズ) と Holger Liptow (ドイツ) が議長を務める SBI/SBSTA 合同コンタクトグループにおいて、EGTT に関する問題が議論された。意見の対立は見られず、同グループは早々に作業を終えた。SBSTA と SBI の結論書は 12月9日に採択された。

この件に関する SBI 議題項目に含まれるその他の問題 (FCCC/SBI/2008/16-17) は、Philip Gwage (ウガンダ) と Jukka Uosukainen (フィンランド) が議長を務めるコンタクトグループにおいて、技術移転への投資を拡大する GEF 戦略計画と、条約 4 条 1 項 (c) および 4 条 5 項の実施レビューに関する取り決めの策定に重点を置いて取り上げられた。付録を含む SBI 結論書と COP 決定書草案は、12月10日に SBI によって採択され、12月12日に COP は決定書草案を採択した。COP 決定書の採択時に、戦略計画の名称が「技術移転に関するポズナン戦略計画」に変更された。

SBSTA 結論書: 本結論書 (FCCC/SBSTA/2008/L.16) において、SBSTA は、EGTT の作業の進展に留意すると共に、パフォーマンス指標、資金調達方法、および技術の開発・採用・普及・移転を促進する長期戦略に関する議長からの中間報告書に留意する。また SBSTA は、EGTT に対し、本報告書の最終版を作成する際にこのセッションでの協議を考慮に入れるよう要請した。

SBI 結論書: 本結論書 (FCCC/SBI/2008/L.28) において、SBI は、EGTT に対し、パフォーマンス指標、資金調達方法、および長期戦略に関する報告書の最終版を作成する際に、このセッションでの協議を考慮に入れるよう要請する。また SBI は、レビューのマンデート、目的、範囲、重点分野、手法、および時期を定めた付録に含まれる条約 4 条 1 項 (c) および 4 条 5 項の実施の有効性に関するレビューと評価の取り決めについても合意する。

COP 決定書: 本決定書 (FCCC/SBI/2008/L.28/Add.1) において、COP は技術移転に関するポズナン戦略計画を歓迎し、GEF に対して以下のことを要請する。

- ・ 計画に基づく承認と実施に向けて、プロジェクトの準備を迅速に開始し、促進する。
- ・ 実施機関と協力し、更新されたハンドブックを使用して、技術ニーズ評価を準備または更新するための技術支援を途上国に提供する。
- ・ 技術移転に関する現在の GEF の活動におけるギャップに対処し、民間部門の投資を活用し、革新的

プロジェクト開発を促進することを含め、戦略計画の長期的な実施について議論する。

- ・ SBI 30 および 31 に中間報告書を提出し、COP 16 に現時点までの進捗に関する報告書を提出する。
また COP は、締約国と関連組織に対し、条約 4 条 1 項 (c) および 4 条 5 項の実施レビューに関する取り決めに記載された重点分野に基づいて事務局に文書を提出するよう求める。提出期限は、2009 年 2 月 16 日である。

議定書の下でのキャパシティビルディング：この議題項目 (FCCC/SBI/2008/11、15、MISC 5～6、FCCC/CP/2008/2、FCCC/TP/2008/5) は、12 月 2 日の SBI プレナリーで初めて議論され、その後、Crispin D'Auvergne (セントルシア) と Helmut Hojesky (オーストリア) が進行役を務める非公式協議に託された。協議では、GEF から提供される支援に関する表現と、モニタリングと評価のパフォーマンス指標について意見が分かれた。G-77/中国は、枠組の実施、特に GEF から提供される支援について、失望を表明する表現を支持した。大部分の先進国は、何のレビューも行っていないのに、そのような表現を用いるのは不適切であると述べ、反対した。さらに、G-77/中国は、キャパシティビルディングのモニタリングと評価のためにパフォーマンス指標を策定することを支持したが、先進国は、不要だとしてこれに反対した。締約国は妥協的な表現で合意に達し、SBI 結論書は 12 月 10 日に採択された。COP 決定書は、SBI 28 で合意され、12 月 12 日に COP によって採択された。

SBI 結論書：本結論書 (FCCC/SBI/2008/L.25) において、SBI は、次のことを行う。

- ・ キャパシティビルディング枠組の実施に進展が見られないことに関して、一部の締約国から表明された懸念に留意する。
- ・ COP が、キャパシティビルディング活動の実施を支援するための十分な財源を提供する努力を継続することを再度 GEF に要請するよう提言する。
- ・ モニタリングと評価のパフォーマンス指標の使用に関し、経験と教訓を提出するよう要請する。
- ・ この問題に関し、パフォーマンス指標の想定される用途を含む統合報告書を SBI 30 での検討用として作成するよう事務局に要請する。

COP 決定書：本決定書 (FCCC/SBI/2008/8/Add.1) において、COP は SBI 30 に対し、COP 15 で採択できるように、途上国におけるキャパシティビルディング枠組の実施状況の第 2 回包括的レビューの結果に関し、決定書草案を作成するよう要請する。

条約 4 条 8 項および 4 条 9 項 (悪影響と対応措置)：締約国は、気候変動の悪影響と、対応措置の影響に関するいくつかの問題について議論した。これらの問題には、適応措置と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画 (決定書 1/CP.10)、影響・脆弱性・適応に関するナイロビ作業計画、および LDC のニーズが含まれる。

決定書 1/CP.10：この議題項目は、12 月 2 日に SBI で取り上げられ、その後、Leon Charles (グレナダ) が議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議に託された。主な作業は、条約 4 条 8 項、決定書 5/CP.7、および決定書 1/CP.10 の実施に関する評価を行うことと、決定書 1/CP.10 をさらに実施していくための活動を特定することの 2 つであった。12 月 3 日、評価の一貫として、締約国が経験、教訓、ベストプラクティスを交換するためのラウンドテーブルが開催され、非公式協議でも、さらなる活動の特定に関する議論と共に、

この交換作業が続けられた。しかし、締約国は、実施すべきさらなる活動について合意に至らず、主に、対応措置の影響の取り扱いをめぐる意見が割れたため、決定書 1/CP.10 の実施状況に関する表現についても、合意に達することができなかった。成果は得られず、COP は 12 月 12 日の閉会プレナリーにおいて、この件に留意した。この項目は、SBI 30 の議題に含まれる。

ナイロビ作業計画 (NWP) : この議題項目 (FCCC/SBSTA/2008/9、10、12、INF.5、FCCC/TP/2008/3～4) は、最初 12 月 1 日に SBSTA によって議論された。Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ) と Don Lemmen (カナダ) が議長を務めるコンタクトグループと非公式協議でも審議が続けられた。主な議論項目は、NWP の実施から得られた提言を特定し、検討用として SBI に送ることと、専門家グループの必要性とその役割を検討することであった。2 つ目の問題に関し、大部分の途上国は NWP の実施を支援する専門家グループの設置を支持したが、大部分の先進国は、直接は反対しなかったものの、NWP にはすでに多くの専門家が参加しているため、そのようなグループを設置する利点について疑問を呈した。最終的に、専門家グループよりも専門家名簿を拡充させるという点で合意がなされ、名簿用の登録候補者名の提出を受け付けることが決まった。SBI は、12 月 10 日に結論書と付録を採択した。

SBSTA 結論書: 本結論書 (FCCC/SBSTA/2008/L.22) において、SBI は、特に次のことを行う。専門家名簿を拡充させて、NWP に関係するすべての分野の専門家を含めるよう締約国に求め、この件について SBSTA 32 で引き続き議論することで合意し、必要に応じて検討できるように、NWP の第一段階の実施から得られた情報と助言を付録に含めて SBI に提供する。付録には、手法とツール、データと観測、気候モデル・シナリオ・小区分化、気候関連のリスクと異常気象、社会経済的情報、適応計画と実践事例、研究、適応技術、および経済多様化に関する SBI への情報と助言が含まれている。

後発発展途上国 : SBI は、最初 12 月 2 日にこの問題について議論し、LDC 専門家グループ (LEG) の議長が第 14 回 LEG 会議について報告を行った (FCCC/SBI/2008/14)。この問題はその後、Margaret Sangarwe (ジンバブエ) が進行役を務める非公式協議で取り上げられ、問題なく進行した。SBI は、12 月 10 日に結論書を採択した。

SBI 結論書: 本結論書 (FCCC/SBI/2008/L.22) において、SBI は、12 月 10 日までに 39 件の NAPA が提出され、現在実施されている計画は 1 件のみであり、他に 18 件が展開に備えて承認されたことに留意する。また SBI は特に、LEG に対し、NAPA プロジェクトの実施に必要な支援についての評価を行うよう求め、実施に向けた NAPA プロジェクトの展開において技術支援や研修を提供するよう促す。

補助機関から COP に付託されるその他の問題 : 共同実施活動 (AIJ) パイロットフェーズ : 締約国による共同気候緩和措置は条約 4 条 2 項に基づいて構想され、AIJ のパイロットフェーズは 1995 年の COP 1 で合意され、計画の共同実施における経験が関係締約国に提供されている。しかし、議定書の柔軟性メカニズムとは異なり、AIJ パイロットフェーズ活動は、締約国に信用されていない。

COP 12 では、パイロットフェーズを継続し、SBSTA 29 で第 8 回統合報告書の提出を検討することが合意された。しかし、AIJ プロジェクトに関して新たな情報が得られなかったため、事務局は統合報告書を作成しなかった。その結果、SBSTA 29 は第 8 回統合報告書の提出期限を変更し、COP は 12 月 12 日、この提言を確認する短文の結論書を採択した。

SBSTA 結論書: 本結論書 (FCCC/SBSTA/2008/L.19) において、SBSTA は、新しい情報が提出されなかったため、AIJ に関する第 8 回統合報告書がまだ作成されていないことに留意する。

COP 決定書: 本決定書 (FCCC/SBSTA/2008/L.19/Add.1) において、COP は、パイロットフェーズを継続することを決定し、2010 年 6 月を第 8 回統合報告書に含める情報の提出期限とする。

事務管理、資金、組織・制度に関する問題

この議題項目は、2006～2007 年度の監査済み収支報告書 (FCCC/SBI/2008/13、Add.1、Add.2)、2008～2009 年度の実績 (FCCC/SBI/2008/10 および INF.9)、および事務局の機能および運営のレビュー継続に関連する。この項目は、12 月 2 日の SBI プレナリーで取り上げられ、その後、COP/MOP 関連の事務管理、資金、組織・制度に関する問題とともに、Talieh Wogerbauer-Mamdouhi (オーストリア) が調整役を務める非公式協議に託された。この問題は議論を引き起こさず、12 月 10 日に SBI 結論書と COP 決定書草案が採択された。COP は、2008 年 12 月 12 日に決定書を採択した。

SBI 結論書: 本結論書 (FCCC/SBI/2008/L.17) において、SBI は、監査役会の報告書と、収入・予算実績・寄付の状況に関する情報に留意し、スタッフの地理的分布に関して公平性を保つ事務局の努力に満足感を表明し、男女のバランス改善についても引き続き取り組むよう促す。

COP 決定書: 本決定書 (FCCC/SBI/2008/L.17/Add.1/Rev.1) において、COP は、特に次のことを行う。締約国に対し、UNFCCC プロセス参加のための信託基金と補助活動信託基金への供託にいつそう努力し、為替レートの変動による財政赤字をまかなうための供託を行うよう求めるとともに、国連事務総長に対し、事務局の構造について独立レビューを行うよう求める。

カザフスタンの 2008 年～2012 年の自主的な約束

カザフスタンの 2008 年～2012 年の自主的な数量約束に関する情報についてのこの項目は、12 月 2 日に COP によって取り上げられ、COP の Nowicki 議長は、非公式協議を行う予定であると述べた。この問題は、2008 年～2012 年に自主的な数量約束を行うつもりであるというカザフスタンの申し出を受けて生じたものである。

COP 議長の非公式協議を経て、短文の COP 結論書がまとめられ、12 月 12 日に採択された。

COP 決定書: 本決定書 (FCCC/CP/2008/L.2) において、COP は、議定書の批准を受けて、カザフスタンが、条約の下では非附属書 I 国に留まるが、議定書の下では附属書 I 国となることを思い起こす。COP は、2008 年～2012 年の排出量を 1992 年の排出量と同レベルに制限するという自主的な約束に関するカザフスタンからの情報を歓迎する。

補助機関報告書

SBI と SBSTA は、12 月 1 日～10 日に第 29 回会合を開催した。SBI は Bagher Asadi (イラン) が議長を務め、SBSTA は Helen Plume (ニュージーランド) が議長を務めた。12 月 12 日、COP は第 29 回および第 28 回の SBSTA 会合報告書 (FCCC/SBSTA/2008/L.14 および FCCC/SBSTA/2008/6) と SBI 会合報告書

(FCCC/SBI/2008/L.15、FCCC/SBSTA/2008/8 および Add.1) に留意した。これらの報告書には、その後 COP および/または COP/MOP で取り上げられた項目が多数含まれる。それらの問題はすべて、本サマリーの各 COP および COP/MOP 議題項目で取り上げている。

ただし、いくつかの項目については、SBSTA によって結論書が採択されたが、COP または COP/MOP によって直接取り扱われていない。このような項目には、途上国の森林減少による排出量の削減 (REDD)、研究および体系的観測、様々な方法論上の問題、IPCC の第 4 次評価報告書、およびモントリオール議定書事務局との協力が含まれる。このセクションでは、SBSTA 報告書で取り上げられながら、COP 議題に含まれなかった条約関連の問題について詳しく説明する。

途上国の森林減少による排出量の削減 (REDD) : この問題は 12 月 2 日に SBSTA プレナリーで初めて取り上げられ (FCCC/SBSTA/2008/11)、その後、Audun Rosland (ノルウェー) と Lilian Portillo (パラグアイ) が共同議長を務めるコンタクトグループと非公式協議に託された。議論の前半では、追加の専門家協議を開催するか、それとも、さらなる文書の提出を締約国に要請するかという問題を含め、評価の進展状況と方法論に関して必要な追加作業に重点が置かれた。

長時間にわたる協議では、方法論ガイダンスを推奨する「途上国の森林減少および森林劣化による排出量の削減に関連した問題 ; および途上国における森林の保全・持続可能な管理の役割と森林の炭素貯留量増加」という推奨表現の中のセミコロンの存在に焦点が当てられた。初期の草案に含まれるこの表現は、バリ行動計画の 1 項 (b) (iii) から引用された。インドなどの国は、保全その他の活動により中心的な役割を求め、セミコロンを削除して、これらの問題を文中でもっと目立たせるよう求めた。最終的な表現では、セミコロンの代わりにコンマが使用され、この動きは、今後の REDD メカニズムに森林の保全・持続可能な管理と森林の炭素貯留量増加を組み入れるための小さな勝利だと解釈された。

それ以降の議論では、先住民族に関する表現に焦点が当てられ、一部の締約国は、先住民族の権利に関する言及または先住民族の権利に関する国連宣言を含めるべきだとしたが、他の締約国は、これらの問題は AWG-LCA でより適切に対処すべきだと提案した。

これらの問題に関して長時間にわたって議論した後、SBSTA は 12 月 10 日に妥協案に関する結論書を採択した。

SBSTA の結論書 : 本結論書 (FCCC/SBSTA/2008/L.23) において、SBSTA は、特に次のことを行う。

- ・ 議長に対し、森林減少と森林劣化による排出量の基準レベル、排出量の参照レベルと関連の基準レベルの関係、森林の保全・持続可能な管理の役割と貢献、森林面積の変化と関連する炭素貯留量および温室効果ガス排出、および気候変動の緩和に関する措置を強化するための森林の炭素貯留量増加、ならびに基準レベルの検討に関連した方法論の問題に焦点を当てた専門家会議を開くよう求める。
- ・ 特に、決定書 2/CP.13 (REDD) に関連して、途上国の用意を促進し、資源のさらなる動員を図ることの重要性に留意すると共に、各国の国情を考慮し、関連する国際協定に留意しながら、先住民族や現地社会の全面的かつ効果的な参加を促進することの必要性を認識する方法論上のガイダンスを提言する。
- ・ 特に、改定版の 1996 年 IPCC ガイドラインの使用を含む方法論上のガイダンスを考慮し、必要に応じて、LULUCF のグッドプラクティスガイダンスの使用を推奨するよう提言する。

- ・ 事務局に対し、方法論とモニタリングシステムの導入コストに関するテクニカルペーパーを作成するよう求める。
- ・ 締約国と承認オブザーバーに対し、必要に応じて、方法論の展開と適用に関して先住民族と現地社会についての見解を提出するよう求める。
- ・ AWG-LCA からのガイダンスによって、方法論問題のさらなる進展が促進されるものと結論する。

研究および体系的観測：締約国は、全球陸上観測システム (GTOS)、地球観測衛星委員会 (CEOS)、および全球気候観測システム (GCOS) の代表から報告を受けた (FCCC/SBSTA/2008/MISC.11~12)。その後、SBSTA は、この問題に関する詳細な審議を SBSTA 30 まで延期することで合意し、12 月 10 日に簡単な結論書を採用した。

SBSTA の結論書：本結論書 (FCCC/SBSTA/2008/L.18) において、SBSTA は、この問題に関するさらなる審議を SBSTA 30 まで延期することで合意する。SBSTA 30 では、全球気候観測システムの実施計画について検討する予定である。この件に関し、SBSTA は、2009 年 1 月 30 日までに国内活動に関する追加情報を提供するよう締約国に働きかける。

方法論問題：SBSTA では、温室効果ガス・インベントリ、温室効果ガスのデータ・インターフェース、国際航空および海上輸送に使用する燃料（「バンカー油」とも呼ばれる）からの排出量にかかわる問題を含む多くの方法論問題が取り上げられた。

温室効果ガス・インベントリ：この問題は、最初 12 月 2 日に SBSTA で取り上げられ (FCCC/SBSTA/2008/INF.4)、その後 Dominique Blain (カナダ) が進行役を務める非公式会合で審議された。これらの協議を経て、SBSTA 結論書について合意が得られ、同結論書は 12 月 10 日に SBSTA によって採択された。

SBSTA 結論書：本結論書 (FCCC/SBSTA/2008/L.20) において、SBSTA は、専門家をそろえたレビューチームと共にレビューを構成するにあたって、事務局が直面している問題に懸念を表明した上で、締約国に対し、専門家名簿に記載する専門家を推薦し、名簿を少なくとも年 1 回更新し、招聘された専門家がレビューに確実に参加できるように努力するよう繰り返し要請する。SBSTA は、インベントリのレビューを行う専門家向けの研修の重要性に留意し、事務局に対して、2014 年までの期間にこのプログラムを更新するよう求める。また SBSTA は、レビューの一貫性を改善する必要性に留意する。

温室効果ガス・インベントリ：この項目の審議は、SBSTA 32 まで延期された。

バンカー燃料：12 月 2 日の SBSTA プレナリーで、国際民間航空機関 (ICAO) と国際海事機関 (IMO) が締約国にブリーフィングを行った。SBSTA の Helen Plume 議長は、SBSTA 32 でこの項目を詳細に検討するよう委任する結論書を作成した。12 月 10 日、SBSTA は結論書を採用した。

SBSTA 結論書：本結論書 (FCCC/SBSTA/2008/L.15) において、SBSTA は、ICAO 事務局と IMO 事務局から受け取った情報に留意し、両事務局に対して、この問題に関する作業の成果を今後の SBSTA 会合で報告するよう要請する。

IPCC 第 4 次評価報告書：気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 4 次評価報告書 (AR4) は、12 月 2 日に SBSTA によって初めて取り上げられ、Helen Plume 議長は、第 29 回会合でこの問題に関する結論

を出すという SBSTA 28 での合意に留意した。Plume 議長は、この件に関する SBSTA 結論書を作成し、これは 12 月 10 日に採択された。

SBSTA 結論書: 本結論書 (FCCC/SBSTA/2008/L.17) において、SBSTA は、AR4 の結論に関する情報を締約国に提供することの重要性を強調すると共に、第 5 次評価報告書をまとめて、UNFCCC プロセスを支持するにあたり検討すべき科学技術面の質問と情報を IPCC まで寄せるよう締約国に要請するという計画に留意する。

SBSTA にかかわるその他の問題: ウィーン条約事務局およびモントリオール議定書事務局との協力: この問題は、12 月 2 日に簡単に取り上げられ、その後、12 月 10 日に SBSTA 結論書が採択された。

SBSTA 結論書: 本結論書 (FCCC/SBSTA/2008/L.19) において、SBSTA は、環境に配慮したオゾン破壊物質の管理と、オゾン破壊物質の代替物質のうち地球温暖化につながる可能性が高い物質に関する自由な対話の開催に関するモントリオール議定書第 20 回締約国会議の決定書に留意する。SBSTA は、予定されているワークショップに留意し、UNFCCC 事務局に参加を促す。

AWG-LCA 報告書

12 月 12 日、COP は、ポズナンにおける AWG-LCA 4 の報告書に留意するとともに、今年 3 月～4 月、6 月、および 8 月に開かれた会合の報告書にも留意した (FCCC/AWGLCA/2008/L.9 および FCCC/AWGLCA/2008/9、12、Corr.1)。また COP は、このプロセスに関して、進展に留意し、2009 年に全面的な交渉モードに入るという議長の判断を歓迎する「バリ行動計画の進展 (Advancing the Bali Action Plan)」と題する結論書 (FCCC/AWGLCA/2008/L.4) を採択した。ポズナンにおける AWG-LCA の審議とその結果については、本報告書 12 ページの AWG-LCA のセクションを参照。

COP/MOP 4 報告書

COP および COP/MOP の Maciej Nowicki 議長は、12 月 1 日 月曜日、COP/MOP 4 の開会を宣言した。

組織上の問題

12 月 1 日、参加者は COP/MOP 議題書 (FCCC/KP/CMP/2008/1) を採択、作業構成案を承認した。

12 月 12 日、COP/MOP は信任状に関する報告書 (FCCC/KP/CMP/2008/8) と CDM 理事会および共同実施監督委員会の構成員の指名に関する報告書 (FCCC/KP/CMP/2008/L.1) を承認した。COP/MOP の Nowicki 議長は、締約国に対し、AWG-KP 事務局の決定が完了していないため、Harald Dovland 議長 (ノルウェー) と Mama Konate 副議長 (マリ) が留任することを通知した。

クリーン開発メカニズム

この議題項目 (FCCC/KP/CMP/2008/4) では、締約国は CDM の運用面と地域分布に焦点を当てた。この問題は 12 月 3 日の COP/MOP プレナリーで初めて取り上げられ、その後、Christiana Figueres (コスタリカ) と Georg Børsting (ノルウェー) が共同議長を務めるコンタクトグループと非公式協議に託された。

COP/MOP プレナリーは、12月12日に決定書 (FCCC/KP/CMP/2008/L.6) を採択した。

交渉は長時間にわたり、閣僚レベルで問題が取り上げられた。主な協議事項には、CDM のガバナンス、指定運営組織 (DOE) の承認、方法論にかかわる問題、CDM の地域・小地域分布が含まれた。

ガバナンスについて、中国、日本、その他は、プロジェクトの登録に時間がかかっていること、CDM 理事会からのレビュー要請が増加していることに懸念を表明した。そこで締約国は、遅れを指摘し、理事会に「完全性チェックのプロセス」を迅速化するよう要請する文書に合意した。さらに締約国は、意思決定の透明性と一貫性を向上させるために措置を講じ、決定の遡及的な適用を差し控えるよう理事会に要請することでも合意した。

中国、日本、その他は、指定運営組織 (DOE) の承認を簡素化する必要があることを強調した。締約国は特に、「最も優先度が高いものとして」DOE の信任プロセスの改定を完了させ、COP/MOP 5 までに DOE が非遵守に対応するための政策的枠組みを策定するよう理事会に要請することに合意した。

解決すべき事項には、方法論と、CDM における新規植林および再植林活動に関する適格性基準の枠を拡大して枯渇する森林のある土地を含めるというブラジルの提案に関する問題があった。12月11日の時点で、そのパラグラフは括弧付きのままであった。サウジアラビアの支持で入れられた CDM に地層中の CCS を含めるという括弧書きの文章も含まれていた。閣僚は、両項目を理事会の審議に委ね、理事会に COP/MOP 5 での報告を要請することで最終的に合意した。COP/MOP 閉会プレナリーで、ベネズエラは、理事会が CCS の技術・法律面を調査する作業部会を設置することを提案し、締約国はベネズエラのステートメントを議事録に反映させることに合意した。

CDM の地域分布や小地域分布も議論の的になった。アフリカン・グループその他は、方法論に関する作業を促進するなどして、アフリカの利益を考慮する必要があることを強調した。コロンビアその他は、LDC の CDM 手続きを簡略化することを提案した。EU その他は、CDM 手続きを簡略化し、アフリカ、LDC、SIDS の方法論への取り組みを促進することを提案した。しかし、コロンビア、サウジアラビア、および一部の途上国は、特に方法論に関して、LDC、SIDS、アフリカに言及していることに反対し、CDM プロジェクトですべての非附属書 I 国を平等に扱うことを求めた。長時間の交渉の末、CDM プロセスの合理化に関して、アフリカ、LDC、SIDS の特別な言及を含む文言が合意された。しかし、方法論作業推進に関するパラグラフでは、CDM に「十分に代表されていない国」に言及するにとどまった。

COP/MOP 決定書: 本決定書 (FCCC/KP/CMP/2008/L.6) において、COP/MOP は、プロジェクトの登録と CER の発行に時間がかかっていることに重大な懸念を示し、理事会に有効な措置を講じて、完全性チェックのプロセスを迅速化するよう促した。

COP/MOP は、以下のことも理事会に要請する。

- ・ 決定書を分類し、索引をつけて発行し、それらの階層を明確化し、新規と従来の決定書の関係を示し、2009年のできるだけ早い時期に決定書を補強する。
- ・ レビュー要請のきっかけとなった主要な事項を体系的に要約し、レビュープロセスにおける主な意思決定の条件をまとめて公開する。
- ・ 決定書、ガイダンス、手段、ルールが遡及的に適用されないという原則に従う。

- ・ 最も優先度が高いものとして DOE の信任プロセスの改定を完了させ、信任基準を完成させる。
- ・ 優先度が高いものとして DOE の継続的モニタリング制度を策定して適用し、それらの実績を改善する。
- ・ 途上国による DOE の認定を促進する。
- ・ COP/MOP 5 までに、透明性の高い制裁条件など、DOE が非遵守に対応するための政策的枠組みに体系的に取り組む。
- ・ DOE により中断されている実証または検証中のプロジェクトが中断により棄損されないようにするためのしくみを分析する。

方法論と追加性について、COP/MOP は理事会に対し、追加性を実証し、排出量ベースラインを決定するためのアプローチに関して客観性を高めるよう要請する。さらに、緊急事項として、行動計画に関するガイダンスを提供し、技術、方法論、法律にかかわる問題を考慮しながら、CDM 活動として地層中の CCS を含める可能性を評価して、COP/MOP 5 に報告することも要請する。そしてまた、技術、方法論、法律にかかわる問題を考慮しながら、新規植林および再植林 CDM 活動として「枯渇する森林のある」土地を含める可能性を評価して、COP/MOP 5 に報告することも要請する。

地域分布や小地域分布について、COP/MOP は次のことを行う。

- ・ 途上国に拠点と合弁事業を設立するための二国間協力を推進し、民間部門の CDM および DOE への参加を促す。
- ・ 理事会に対し、DOE と協力して、主催するプロジェクトの件数が 10 件未満の国、特に LDC、SIDS、アフリカにおいて、環境十全性を損なうことなく、CDM プロセスを合理化する方法を策定するよう要請する。
- ・ 理事会に対し、作業量を考慮しながら、具体的な必要性と CDM に十分に代表されていない国での適用の可能性に基づいて、方法論の策定および承認を推進するよう要請する。
- ・ 締約国と民間部門に対し、主催する登録 CDM プロジェクトの件数が 10 件未満の国、特に LDC、SIDS、アフリカにおいて、プロジェクト設計文書の確認と策定を支援するよう促す。

共同実施

この問題は 12 月 3 日に COP/MOP で初めて取り上げられ、その後、William Agyemang-Bonsu (ガーナ) と Pedro Martins Barata (ポルトガル) が共同議長を務めるコンタクトグループと非公式協議に託された。コンタクトグループは、JI 監督委員会 (JISC) に関する問題を中心的に議論した。JI に関するその他の問題は現在、京都議定書 9 条に基づく第 2 回レビューについての議題項目で検討されている。12 月 12 日、COP/MOP は結論書を採択した。

COP/MOP 決定書: 本結論書 (FCCC/KP/CMP/2008/L4) において、COP/MOP は、特に次のことを行う。JISC に対し、JI の明確な特徴を考慮しながら、検証手順の実施を引き続き拡大し、JI ごとのアプローチが可能であることを強調するよう促し、独立組織に対し、能力を構築して改善するよう促し、管理費分の料金徴収による現在までの収入が予算をまかなうために必要な水準よりも大幅に少ないことに懸念を表明する。

遵守委員会

遵守委員会の年次報告書 (FCCC/KP/CMP/2008/5) は 12 月 4 日の COP/MOP プレナリーで初めて取り上げられ、その後、Eric Mugurusi (タンザニア) と Jürgen Lefevere (欧州共同体) が共同議長を務めるコンタクトグループと非公式協議に託された。COP/MOP は、12 月 12 日に決定書 (FCCC/KP/CMP/2008/L.2) を採択した。

主な協議事項は、手順規則の改定に関する委員会の提案であった。遵守委員会執行部の Sebastian Oberthür 議長は、期間の計算に明確な規則を導入し、締約国の権利を明確にし、遵守行動計画の提出と評価を扱う規則を策定することが動機だと説明した。いくつかの先進国は、新たな責任の導入を避けるべきであると強調した。非公式協議を経て、締約国は、若干の修正を加えて、委員会から提案された改定の大部分を採択することに合意した。

COP/MOP 決定書: 本結論書 (FCCC/KP/CMP/2008/L.2) において、COP/MOP は、特に遵守委員会の手順規則を改定することを採択する。決定書には、修正された手順規則とともに付録も含まれる。これらの規則により、期間の計算を規定し、締約国が 1 人または複数の代表者を指名できる状況を明確にする。また、遵守行動計画で対処すべき問題を特定し、執行部がそのような計画を検討する指標期間とともに、執行部による計画のレビューと評価に含まれる問題を明確にする。

遵守に関する議定書の改定

この問題は、法的拘束力のある影響結果をもたらすべく議定書を修正するという COP/MOP 1 におけるサウジアラビアの提案に関連する。これは 12 月 2 日の SBI プレナリーで簡単に取り上げられ、SBI の Asadi 議長は非公式に協議していくと述べた。12 月 10 日、SBI 閉会プレナリーでは、公式な結論書を採択せず、この件を SBI 30 で検討を続けることで合意に至り、12 月 12 日、COP/MOP 閉会プレナリーでは、この行動に留意した。

適応基金理事会報告書

この問題は 12 月 3 日の COP/MOP プレナリーで取り上げられ、その後、Karsten Sach (ドイツ) と Surya Sethi (インド) が共同議長を務めるコンタクトグループと非公式な会合に託された。この問題は、理事会報告書 (FCCC/KP/CMP/2008/2) に含まれる適応基金理事会の勧告を採択または勧告に留意することで、適応基金の運用に関連する。

締約国の間では、適応基金が 2009 年のできるだけ早い時期に運用を開始するべきであるという幅広い合意が得られている。しかし、決定書 1/CMP.3 における 3 つの交渉トラックの 1 つである締約国による基金への直接のアクセスに関して、広範な議論が交わされた。他の 2 つのトラックは、各国レベルにおける実施機関を通してのアクセスと承認国家機関を通してのアクセスである。

G-77/中国は、契約と基金プロジェクトを履行できるよう法的能力を付与して、資金 (資源) への直接のアクセスを運用することを主張した。EU は、現時点で法的な立場について決定することに慎重さを求め、別

の先進国とともに、理事会の報告書で特定された実施可能性について研究することを支持した。しかし、合意には至らず、この問題は閣僚レベルで協議されることになった。最終的に閣僚は、理事会に法的能力を付与し、締約国による基金への直接のアクセスを認めることで合意した。

COP/MOP 決定書: 結論書 (FCCC/KP/CMP/2008/L.7) において、COP/MOP は、特に、適応基金理事会の手順規則、暫定ベースで適応基金理事会に提供する事務局サービスに関する COP/MOP と GEF 評議会の覚書、世界銀行が暫定ベースで被信託者として提供するサービスの条件、および適応基金の戦略的な優先度、政策、ガイドラインを採択する。

COP/MOP は、資格を持つ締約国、実施機関、執行機関による直接のアクセスに関して、職務を果たす必要性に応じて、適応基金理事会にそのような法的能力を付与することも決定した。また COP/MOP は、適応基金理事会から委託された実施可能性の調査を考慮しながら、実行可能性決定書 1/CMP.3 の 33 項で想定されたレビューの一環として、これらの条項をレビューすることを決定した。

国際取引ログ

柔軟性メカニズムの国際取引ログ (ITL) について、12月2日、SBI プレナリーにおいて、事務局から関連文書 (FCCC/SBI/2008/7) の紹介があった。関係する締約国との協議のうへ、SBI の Asadi 議長が結論書草案を作成した。SBI は 12月10日に結論書を採択し、COP/MOP は 12月12日にこれらの結論書を採択した。

COP/MOP 決定書: 本結論書 (FCCC/SBI 2008/L.18) において、COP/MOP は事務局が ITL との JI 情報システムの接続を完了したことを確認した。また COP/MOP は、ITL 管理者に対し、ITL に含まれる取引に関する十分な情報をまとめ、2009年および2010年の年次報告書を提供するよう要請した。

国別報告書

この問題は、12月2日の SBI プレナリーで初めて取り上げられ (FCCC/SBI/2008/INF.8 および MISC.7)、その後、Dominique Blain (カナダ) が開催した非公式会合に託された。12月10日、SBI は結論書を採択した。

SBI 結論書: 本結論書 (FCCC/SBI/2008/L.19) において、SBI は、特に次のことを行う。事務局に対し、2009年上半期に主要レビューアの会合を開催し、資金要求を含め、2010年~2011年の計画と優先事項を記載した覚書を作成する。

附属書 B 締約国の統合・算定報告書

この問題は、12月2日の SBI プレナリーで他の問題に関する議題項目のもとで初めて取り上げられた (FCCC/KP/CMP/2008/9/Rev.1, Add. 1, Corr. 1)。この問題は議論を引き起こさず、12月12日、COP/MOP は決定書を採択した。

COP/MOP 決定書: 本決定書 (FCCC/SBI/2008/L.16) において、COP/MOP は、特に次のことを行う。初期のレビューの成果から、附属書 B 締約国が第 1 約束期間の排出量と割当量を計算し、京都議定書の柔軟

性メカニズムに参加するための適格性基準を満たす能力が実証されたことに留意する。

議定書9条に則った第2回レビュー

この議題項目は、議定書9条に則った第2回レビューに関連する。第1回レビューはCOP/MOP 2で実施され、その場で締約国は第2回レビューの時期と準備プロセスについても合意した。

COP/MOP 4以前に開催された会合および会合期間中の協議において、第2回レビューで検討すべきいくつかの問題が特定された。それらの問題には、各国が附属書Bの排出量目標を引き受ける手順の円滑化、CDMのガバナンスと分布の改善、特権と免責、JIおよび排出量取引に向けた収益の一部の拡大がある。

COP/MOP 4では、12月3日および4日、これらの問題（FCCC/KP/CMP/2008/6、FCCC/KP/CMP/2008/INF.1~3、FCCC/KP/CMP/2008/MISC.1~3、FCCC/SBI/2008/8 および Add.1、FCCC/TP/2008/6）が初めて取り上げられ、12月3日~12日まで、Ana Maria Kleymeyr（アルゼンチン）と Adrian Macey（ニュージーランド）が共同議長を務めるコンタクトグループと非公式な会合に託された。12月13日のCOP/MOPプレナリーでは、夜遅くの議長の友による審議と閣僚級会合の終了後、COP/MOPのNowicki議長は、これらの協議が包括的なレビューに関する合意に至らなかったことを発表した。

レビュープロセスについて、サウジアラビア、中国その他は、ポズナンでレビューを完了すべきだと主張し、EU、オーストラリアその他は、SBIなど別の組織で問題の検討を続ける必要があることを確認した。レビューのさまざまな側面についての会合が個別に開催され、ある専門家文案作成グループは、柔軟性メカニズムの対象範囲、効果、機能について、一日中議論した。

収益の一部について、多くの途上国が問題の重要性を強調し、ポズナンでの最終決定を支持した。しかし、一部の市場経済移行国は提案に反対した。南アフリカは、割当量（AAU）と吸収源活動による吸収量（RMU）の発行時に2%の料金を徴収して、適応基金理事会がこれを運用するという具体的な表現を提案した。EUは、利用可能な新しいメカニズムの財政的な可能性をよく理解する必要があるという一般的な表現を提言した。締約国は最終的に、収益の一部の問題について合意に至ることができず、多くの途上国が遺憾の意を表した。12月13日土曜日の早朝、COP/MOPは、実質的な成果または文書が得られないまま、レビューを終了した。

議定書の下でのキャパシティビルディング

この議題項目（FCCC/SBI/2008/11、MISC.5~6、FCCC/TP/2008/5）は12月2日にSBIで初めて取り上げられ、G-77/中国は、特にアフリカ、LDC、SIDSでのCDMプロジェクト実施に向けた能力強化に関連して、キャパシティビルディング実施にギャップがあることを強調した。その後、この項目は、Crispin D'Auvergne（セントルシア）と Helmut Hojesky（オーストリア）が共同議長を務めるコンタクトグループでの議論に託された。キャパシティビルディングの監視・評価用のパフォーマンス指標と、CDMプロジェクトの配分に対する障害の問題が協議された。12月10日にSBI結論書が採択され、12月12日にSBIから送られたCOP/MOP決定書がCOP/MOPで採択された。

SBI 結論書：この議題項目におけるSBI結論書（FCCC/SBI/2008/L.25）は、特にキャパシティビルディ

ングの監視・評価の経験とギャップについて、条約の下でのキャパシティビルディングに関する結論書に類似している。これらの結論書に加え、SBI は、キャパシティビルディングの枠組みの実施に関する統合報告書、ならびに、CDM プロジェクトの公平な地域配分に対する障害にも留意する。

COP/MOP 決定書: 本決定書 (FCCC/SBI/2008/8/Add.1) において、COP/MOP は、SBI 30 に対し、途上国でのキャパシティビルディングの実施に関する第 2 回の包括的なレビューの成果に基づき、COP/MOP 5 での採択を目指して結論書草案を作成するよう要請し、SBI 30 がキャパシティビルディングの実施を定期的に監視およびレビューするための今後の手順に関して行った勧告を考慮することを決定する。

議定書3条14項・2条3項

SB 28 では、議定書 2 条 3 項 (政策措置の悪影響) に関する SBSTA 議題項目と、議定書 3 条 14 項 (悪影響および対応措置) に関する SBI 議題項目に基づき、SB 29 で SBSTA/SBI 合同コンタクトグループを設置することで合意した。この問題が後の SBI と SBSTA の会合に先送りされていることから、これらの項目を合同で検討することが合意に至らなかった。

この問題は、12 月 2 日の SBI と SBSTA プレナリーで初めて取り上げられた。その後、Kamel Djemouai (アルジェリア) と Gertraud Wollansky (オーストリア) が合同コンタクトグループと非公式協議の共同議長を務めた。SBI/SBSTA 合同コンタクトグループの開催によって前例を解決するための方策に関して、手続き上の問題が議論された。議定書 2 条 3 項および 3 条 14 項の問題を SBI/SBSTA 合同の結論書で対処すべきかどうか、あるいは SBI、SBSTA それぞれで個別の結論書を出すべきかが検討された。締約国は最終的に、SBI、SBSTA それぞれで個別の結論書を出すことで合意した。また、いくつかの附属書 I 国から悪影響と対応措置について一緒に議論すべきだとの意見が出されたが、一方で、SB 28 での合意通りに、こうした問題はそれぞれ時間を均等に割り当て、個別に議論すべきとの意見も出された。

重複の問題は、他の SBI 議題項目、AWG-LCA、および AWG-KP での関連する協議で提起され、2009 年の悪影響および対応措置に関するワークショップとの関連でも取り上げられた。提案されているスピルオーバー効果に関する AWG-KP ワークショップと、対応措置の経済社会的影響に関する AWG-LCA ワークショップとの重複の問題が提起された。ミクロネシアは AOSIS の立場で発言し、対応措置に関する議論は適応の議論から切り離すべきであるとの主張を繰り返し、焦点を絞ってワークショップを開催するよう求めた。12 月 12 日、SBSTA 結論書が採択された。

SBSTA 結論書: 本結論書 (FCCC/SBSTA/2008/L.24) において、SBSTA は、議定書 3 条 14 項および 2 条 3 項に関連する問題に対処することの重要性に留意し、合同コンタクトグループを設置してこれらの問題に対処する。SBSTA と SBI は、これらの問題およびさらなる取り組みの可能性に関する初期の意見交換を歓迎し、SB 30 の合同コンタクトグループでこれらの取り組みを継続することに合意した。

事務管理、資金、組織・制度に関する問題

この問題は、12 月 2 日の SBI プレナリーで取り上げられ、COP に関連する事務管理、資金、組織・制度に関する問題と一緒に非公式協議で議論された。この問題は議論を引き起こさず、12 月 13 日、COP/MOP

は閉会プレナリーでこの問題に関する短文の決定書を採択した。

COP/MOP 決定書: 本決定書 (FCCC/SBI/2008/L.17/Add.2/Rev.1) において、COP/MOP は、特に次のことを行う。各締約国に対し、UNFCCC プロセス参加のための信託基金にいつそう貢献して、2009 年の交渉にできる限り幅広く参加するよう促し、特に 2008 年~2009 年の会合が増加することを考慮して、補助活動信託基金にいつそう貢献するよう促す。

補助機関報告書

12 月 12 日、COP/MOP は、第 29 回および第 28 回の SBSTA 会合報告書 (FCCC/SBSTA/2008/L.14 および FCCC/SBSTA/2008/6) と SBI 会合報告書 (FCCC/SBI/2008/L.15、FCCC/SBSTA/2008/8 および Add.1) に留意した。これらの報告書には、その後 COP および/または COP/MOP で取り上げられた項目が多数含まれる。ここでは、それらを COP および COP/MOP 議題項目ごとにまとめる。

しかし、結論書が COP/MOP で直接取り上げられず、SBSTA で採択された議定書関連の方法論問題も 2 つあった。このセクションでは、COP/MOP の議題に含まれず、SBSTA 報告書で取り上げられた議定書関連の問題について詳細に説明する。

SBSTA : 方法論問題 (議定書) : ハイドロクロロフルオロカーボン-22 (HCFC-22) / ハイドロフルオロカーボン-23 (HFC-23) : この問題は、12 月 2 日のプレナリーで初めて取り上げられ、Jeffery Spooner (ジャマイカ) が進行役を務める各種の非公式協議に託された。この問題は、CDM 事業として HFC-23 破壊分に排出削減クレジットを発行する意味合いを問うものであり、そのようなクレジット発行は、モントリオール議定書の規制対象であるオゾン層破壊物質、HCFC-22 の生産増大に向けた逆インセンティブを提供する。締約国はこの項目について合意に至ることができなかった。この問題は、SBSTA 30 で取り上げられる。

CDM の下での炭素回収貯留 (CCS) : この問題 (FCCC/SBSTA/2008/INF.1、3、MISC.10) は 12 月 2 日のプレナリーで初めて取り上げられ、その後、Gertraud Wollansky (オーストリア) と Mohammad Reazuddin (バングラデシュ) が共同議長を務めるコンタクトグループと非公式協議に託された。参加者は、CDM でのパイロットフェーズに関する EU の提案など、多様なオプションについて議論した。協議を通じて、締約国間で意見が二極化した。サウジアラビア、ノルウェー、EU、日本をはじめとする国々が、CCS を CDM に含める案を支持した。ジャマイカ、ベネズエラ、ミクロネシアは、CCS にはポテンシャルがあるものの、十分な試験・実証が行われていないと指摘し、これ以降では検討の余地があると述べた。草案には多くの括弧書きが残され、その後、COP/MOP または SBSTA 会合に括弧付きの文書を送るかどうかついては合意に達することができなかった。

SBSTA 閉会プレナリーで、EU、サウジアラビア、オーストラリア、ノルウェー、および日本は、合意に至らなかったことに遺憾の意を表した。ジャマイカは、CCS 技術は CDM のようなオフセットメカニズムで利用される用意ができていないと指摘した。ブラジルは、長期にわたる持続性とホスト国の責任に関し懸念があることを強調した。12 月 10 日、SBSTA は結論書を採択した。12 月 12 日に開催された非公式な閣僚級協議は合意に至らなかった。そのため、この項目は、次の SBSTA 会合の議題に含まれることになった。

SBSTA 結論書: 本結論書 (FCCC/SBSTA/2008/L.21) では、SBSTA は、CDM プロジェクト活動として

地層中の CCS の検討に関連する問題に関する見解に加え、締約国と NGO の見解に留意する。SBSTA は、議長から提案された結論書と決定書草案を審議した結果、これらの結論書を採択することで合意に至らず、この問題に関する審議を終えることができなかった。

AWG-KP 報告書

12月12日、COP/MOP は、ポズナンでの AWG-KP 第6回再開会合の報告書に留意するとともに、今年3月～4月、6月、8月に開催された会合の報告書 (FCCC/KP/AWG/2008/L.16、FCCC/KP/AWG/2008/2、3、5) にも留意した。COP/MOP は、AWG-KP から送られた「AWG-KP の作業の進展」に関する決定書 (FCCC/KP/CMP/2008/L.5) も採択した。この決定書は、COP/MOP 5 での AWG-KP の作業完了を後押しする文書を作成することに期待している。ポズナンでの AWG-KP の協議と成果については、本報告書 14 ページの AWG-KP セクションを参照。

その他の問題

特権と免責：この項目は、12月2日の SBI プレナリーで初めて協議され、締約国はこの問題を議定書9条の第2回レビューとの関連で検討することを支持した。ツバルは、法的拘束力をもつ新たな法的手段を提案したが、EU がそれは 2013 年以降の協定の一部であるべきだと主張した。

Sebastian Oberthür (ドイツ) が非公式協議を開催し、その結果、3つの草案文書が作成された。そのうち1つの文書は、議定書9条の第2回レビューのコンタクトグループが検討を進めるために作成された。これは、特権と免責の問題はこの幅広いレビューに関係するためである。この文書は短期と長期の取り決めに対処し、議定書9条のレビューの決定書草案に含まれるはずであった。しかし、レビューの他の面に関する合意が得られず、この決定書草案は採択されなかった。

その他2つの文書も、Oberthür が進行役を務める非公式協議で作成された。1つは SBI 結論書であり、もう1つは短期の措置に焦点を当てた COP/MOP 決定書であった。これらの文書は12月10日の SBI で承認され、COP/MOP は12月12日に「その他の問題」の議題項目で決定書を採択した。

SBI 結論書：本結論書 (FCCC/SBI/2008/L.20) において、SBI は、京都議定書に基づいて設立された機関に対し、サービス条件の不履行に関連する手順規則を見直すよう促す。

COP/MOP 決定書：本決定書 (FCCC/SBI/2008/L.20/Add.1) において、COP/MOP は、事務局に対し、ホスト国の協定または MoU に、京都議定書に基づいて設立された機関に勤める個人の特権と免責に関する規定が含まれる場合は、事務局の所在地またはその他の場所で構成組織の会合を引き続き開催するよう促す。COP/MOP は、締約国に対し、しかるべき条約条項が発効するまでの間、適宜、京都議定書に基づいて設立された機関に勤める個人に対して適切な保護を提供するよう促す。

AWG-LCA 4 報告書

12月1日月曜日、AWG-LCA の Luiz Machado 議長 (ブラジル) が会合の開会を宣言した。G-77/中国は、同グループによる資金と技術に関する提案に注目した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で

発言、2009年には全面的な交渉モードに入り、法的な議論を進める必要があると述べた。バルバドスは AOSIS の立場で発言、真剣な交渉を行うよう提案、具体的な目標を持ち、焦点を絞った作業計画をたてるよう求めた。フランスは EU の立場で発言、AWG-LCA と AWG-KP のシナジーを強調、共有ビジョンを、条約の究極目的を持続可能な開発のビジョンに組み入れる政治的なステートメントととらえ、その重要性を説いた。

参加者は議題書 (FCCC/AWGLCA/2008/14) を採択し、作業構成について合意した。以下のセクションでは、長期協力行動のための共有ビジョン、緩和、適応、技術移転、資金供与、2009年の作業計画を中心とする議題書に基づき、この作業に関する議論と成果を報告する。

長期協力行動を通じた条約の全面的・効果的・持続的な実施

この議題項目に関しては、長期協力行動のための共有ビジョン、緩和、適応、技術移転、資金供与など、バリ行動計画 (決定書 1/CP.13) に記載された重要な要素を中心として議論された。長期協力行動のための共有ビジョン、リスク分担と移転メカニズムを含むリスク管理・リスク低減戦略、win-win のソリューションを含む現行の最新技術の研究開発に係る協力の3つの会合期間中ワークショップが開催された。非公式な閣僚級ラウンドテーブルも開催され、長期協力行動の共有ビジョンについて議論した。これらのワークショップとラウンドテーブルについては、以下のウェブサイト参照：
<http://www.iisd.ca/vol12/enb12387e.html> 、 <http://www.iisd.ca/vol12/enb12388e.html> 、
<http://www.iisd.ca/vol12/enb12389e.html> 、 <http://www.iisd.ca/vol12/enb12391e.html> 、
<http://www.iisd.ca/vol12/enb12394e.html>

この議題項目は12月1日に提示され、Machado 議長は、AWG-LCA がアクラでの第3回会合を締めくくるにあたって同議長を招き、承認オブザーバー組織のアイデアおよび提案 (FCCC/AWGLCA/2008/MISC.6) を考慮しながら、バリ行動計画1項に記載される要素についての締約国のアイデアおよび提案 (FCCC/AWGLCA/2008/MISC.5 および Add.1) をまとめた「とりまとめ文書」 (FCCC/AWGLCA/2008/16) を作成し、このとりまとめ文書をポズナンで開催される AWG-LCA の第4回会合に向けて提供したと説明した。Machado 議長は、ポズナンでの会合が閉会されるまでに、12月6日に要請された新しい提出文書とポズナンでの議論を考慮しながら、このとりまとめ文書を更新するとも述べた。

続いて Machado 議長は、共有ビジョン、緩和と実施方法、適応と実施方法、技術・資金供与 (組織構成も含める) の4つのコンタクトグループ結成を提案した。共有ビジョンのコンタクトグループを結成することの利点に関し、長時間の議論が続いた。アルジェリアは、サウジアラビア、ボリビア、中国、マレーシア、エジプトとともに、結成は時期尚早としてこれに反対した。全体的な意見としては、共有ビジョンに関する会合期間中ワークショップと非公式な閣僚級ラウンドテーブルを考慮すると、コンタクトグループは不要というものであった。一部の締約国は、共有ビジョンに関する議論で、ラウンドテーブルとワークショップの成果を提出するべきだと主張した。しかし日本、コスタリカ、パナマ、コロンビア、バルバドス、EU、ガーナ、オーストラリアは、AWG-LCA 3で合意済みだと主張して、共有ビジョンのコンタクトグループ結成を支持した。非公式協議の後、参加者は、4つすべてのコンタクトグループを結成することで合意、ただし共有ビジョンに関するグループは1回だけ会合することとした。以下の該当セクションに、これらの議論をま

とめる。

12月10日、Machado議長は、これまでに合計で1,000ページ以上に上る164の文書が提出されたと指摘し、更新されたとりまとめ文書(FCCC/AWGLCA/2008/16/Rev.1)を提示した。同議長は、このこと自体、締約国が積極的な関心を持ち参加していることを証明していると発言、この文書は、2009年の作業において強固な基礎を提供するだろうと述べた。続いて、AWG-LCAはCOP決定書草案を承認し、とりまとめ文書を歓迎した。この決定書は、12月12日にCOPで採択された(FCCC/CP/2008/L.4)。

共有ビジョン、緩和、適応、技術、資金に関して開かれたプレナリーとコンタクトグループでの詳細な議論については、以下のセクションで説明し、その後にCOP決定書をまとめる。

長期協力行動のための共有ビジョン：この議題項目は、会合期間中ワークショップ、コンタクトグループ会合、および非公式な閣僚級ラウンドテーブルで検討された。コンタクトグループでは、AWG-LCAのMichael Zammit Cutajar副議長が共有ビジョンのワークショップ報告書について、基本理念、スコープ、目的に焦点を当て、参加者が意見を出すよう促した。コスタリカは、G-77/中国の立場から、現在の金融危機に気候変動への取組みが阻害されることがあってはならないと述べた。また、適応と緩和は同等の優先順位で対処するべきであり、まず先進国が自国で大幅な排出削減を行い、途上国に対しては国ごとに適切な緩和行動を持続可能な開発との関連において検討すべきであると述べた。

米国は、昨今の経済状況について言及し、排出削減に貢献するための各国の能力は進化していると述べた。バルバドスは、AOSISの立場から、脆弱な国々の保護が共有ビジョンの中心的な役割であると強調した。ツバルは、国の責任に係わる原則について記載することを提案した。

緩和と実施方法：緩和と実施方法に関連する問題は、12月1日のAWG-LCAプレナリーで提示された。コンタクトグループでは、AWG-LCAのCutajar副議長により、それらの問題が取り上げられた。対策を講じるべき当事者、MRV、緩和行動の認識と登録に焦点が当てられた。

途上国間の差異化は、締約国の見解が異なる分野の1つであった。日本は、格付けにより先進国の範囲を拡大し、途上国間では差異化を図るよう提案した。ブラジルは、ブラジルはG-77/中国の立場で発言、非附属書I締約国間の差異化の提案を拒否した。シンガポールは、各国の国情が大きく異なることに配慮するべきだと述べた。

締約国は、計測可能性・報告可能性・検証可能性(MRV)、特にその適用範囲と実施メカニズムについても話し合った。EUは、途上国からの報告をもっと頻繁にするべきであると説明、国際的な指針に基づくものとし、検証は、これまでの経験に基づいて国際的に行われるべきだと述べた。南アフリカは、MRVを適用するべきものとして、先進国による法的な拘束力のある緩和約束、途上国による技術援助と資金援助に基づく緩和行動、先進国の資金、技術、キャパシティビルディングに関する約束の実施を挙げた。サウジアラビアは、新たな途上国行動メカニズムを提案、先進国の資源提供の約束と途上国の行動約束を共にプールするよう提案した。

さらに、締約国は、途上国の国ごとに適切な緩和行動の登録簿を作成するというアイデアを取り上げた。ブラジルは、登録簿によって行動と資金が同時に促されるべきだという点に賛同の意を表した。韓国は、登録簿は自主的なものにするべきだと述べた。EUは、行動の成果を登録することを提案した。インドは、途上

国の行動の妥当性については審査を行うべきではないと強調した。米国は、各国の国情という領域について検討する必要があるとし、登録簿のアプローチは先進国と途上国の双方に対して検討すべきだと述べた。一方、ブラジルは、先進国がコミットメントをするべきであり、取り組みの比較可能性について検討する必要があると強調した。

適応と実施方法：Thomas Kolly（スイス）と Kojo Agyemang-Bonsu（ガーナ）が共同議長を務める適応と実施方法に関するコンタクトグループは、3回の会合を開催した。

いくつかの締約国が具体的な提案をした。EUは、適応に関するEUの行動枠組み提案への注意を喚起した。スリランカとパラオは、ミクロネシアとマーシャル諸島のためにも、適応に対する生態系アプローチを提案した。アフリカン・グループ、インド、ノルウェーなどの国々が、地域別適応センターの設立を支持した。スイスは、適応への資金創出のための世界二酸化炭素税の提案について発言した。中国は、適応基金と条約の下での適応委員会の設立を提案した。ミクロネシアは AOSIS の立場で発言、保険、リハビリ、補償、リスク管理を含めた新しい多角的なメカニズムの設置を提案した。

バルバドスは、小島嶼国連合（AOSIS）の立場から、現在の気候変動の影響について対応するためには、まず適応に対する行動を強化すべきだと述べた。南アフリカは、アフリカン・グループの立場から、早期警戒システム、脆弱性マップ、情報交換の必要性を強調した。ガンビアは LDC の立場で発言、開発計画への適応要素の組み込みは重要だが、このプロセスのために NAPA の実施を遅らせてはならないと述べた。

適応インセンティブの提供と適応を可能にする環境の整備に関して、バングラデシュは、民間部門の参加を得て、インセンティブを提供する必要性を強調し、米国は、資金を提供する国だけでなく、受益国も適応へのインセンティブ提供に役割を果たす必要性に焦点を当てた。リスク管理については、EUが、回復力の強化、リスクへの備えの改善、民間部門の役割強化、イネーブリング環境について強調した。経済多様化については、サウジアラビアが、リスク管理との連携に脚光を当て、AOSIS が多様化のためのキャパシティ強化のオプションを特定することを支持した。条約の触媒的な役割については、ペルーが、砂漠化対処条約（UNCCD）と生物多様性条約（CBD）のシナジーの強化を提案した。オーストラリアは、脆弱な諸国に対する支援、特に物理的な影響への対処および適応能力に対する支援を優先させる方法を決定するうえで、UNFCCC プロセスが果たした役割を強調した。

技術・資金供与：技術の開発・移転に関する問題は、12月1日のプレナリーで取り上げられ、AWG-LCA の Machado 議長が議長を務めるコンタクトグループで議論された。

締約国は、資金供与の原則についてEUと協議した。EUは、いかなる制度でも、実効性や効率性、衡平性という原則に基づくべきであると述べ、ニュージーランド、カナダが支持した。南アフリカはEUを支持し、国家主導のアプローチと計画的な資金供与に言及した。

資金源の準備については、オーストラリアが条約の内外における資金源の重要性を強調し、民間投資を集めるための環境を実現し、公共投資の流れの障害に対処することを指摘した。バルバドスは、AOSIS の立場から、複合的な資金源が最善のアプローチであり、適応のための資金供与には国家の役割が重要であると強調した。日本は、民間部門の投資が絶対的に必要であり、非附属書 I 国も「汚染者負担」の原則に則り、資金源に貢献すべきであると述べた。

組織構成については、既存または新規の組織と技術メカニズムに議論が集中した。米国、EU、オーストラリアは、新しい資金供与の枠組みを既存の組織に築くことを主張し、多くの途上国は新しい資金供与の構成が必要であると強調した。パハマは AOSIS の立場で発言、現在の金融危機から判断すると、既存の組織ではうまく機能しないと述べた。

技術メカニズムについては、カナダが条約の内外にある既存の組織を最大限に活用することを支持した。アルゼンチンは、条約のもとで技術問題に関する補助機関の新設を提案し、その中に戦略策定委員会、さまざまなセクターに特化した技術に関する委員会、検証グループを設置すべきであると述べた。日本は、民間部門が参加する、セクター別の小委員会の設置を提案した。

技術開発と技術移転については、米国は本件に関して、緩和と適応に関するもっと幅広い戦略の一環で検討すべきであると述べた。インド、EU、アイスランドは、地域の能力強化が必要であると強調した。

知的財産権 (IPR) の問題についても、多くの締約国が意見を述べた。G-77/中国は、IPR が技術移転の障害となることを強調し、公衆衛生分野での経験を紹介した。これに対し、日本は、多くの産業では IPR が総費用のほんの一部しか占めず、技術移転には別の障害があると述べ、スイスは、IPR が住宅および輸送部門では重要でないと説明した。

COP 決定書: 本決定書 (FCCC/CP/2008/L.4) において、COP は、決定書 1/CP.13 (バリ行動計画) の 1 項に記載されたすべての要素に対応する作業で AWG-LCA が達成した進展を歓迎し、AWG-LCA の進展に関する報告に留意する。COP は、AWG-LCA 議長がバリ行動計画の 1 項に含まれる要素に関するアイデアと提案をまとめたことを歓迎し、AWG-LCA の 2009 年作業計画の結論書に留意し、AWG-LCA 議長に対し、交渉文書を含む追加文書を作成して交渉プロセスに集中するよう促す。COP は、AWG-LCA が 2009 年に全面的な交渉モードに入り、すべての締約国にできるだけ早期に合意した成果の内容と形式に関する提案を提出するよう求めたことを歓迎する。

2009 年作業計画

この問題は、AWG-LCA の Machado 議長が 2009 年での追加の会議開催問題はポズナンで決着を図るべきだと指摘した 12 月 1 日に初めて取り上げられた。同議長は、AWG-LCA の Cutajar 副議長に非公式協議の開催を要請した。

この非公式協議では、AWG-LCA の 2009 年作業計画について合意が得られた。12 月 10 日、AWG-LCA はその結論書を採択した。

AWG-LCA 結論書: 本結論書 (FCCC/AWGLCA/2008/L.10) において、AWG-LCA は議長に対し、自らの権限において、締約国のアイデアと提案、ならびにとりまとめ文書 (FCCC/AWGLCA/2008/16/Rev.1) に基づき、2009 年 2 月 6 日までに締約国から受け取った追加の提案を考慮しながら、バリ行動計画の履行にかかわる交渉プロセスにさらに重点を置いて AWG-LCA 5 で検討する文書を作成し、AWG-LCA 5 の経過と 2009 年 4 月 24 日までに締約国から受け取った追加の提案を考慮しながら、AWG-LCA 6 で検討する交渉文書を作成するよう求める。さらに、AWG-LCA は議長に対し、締約国、COP 議長団、事務局長と相談のうえ、2009 年中に会議を追加招集する必要性を引き続き検討し、すべての締約国、特に途上国の効果的な参加を確

実にする方法で、AWG-LCA が講じるべき措置を提案するよう要請する。

AWG-KP 報告書

12月1日月曜日、AWG-KP の Harald Dovland 議長（ノルウェー）が AWG-KP 第6回再開会合の開会を宣言した。この会合は、2008年8月にガーナのアクラで第6回会合が開始され、ポズナンで閉会されるはずであった。Dovland 議長は、ポズナンでは広範な見地から戦略について審議し、作業計画のほとんどの要素を同時進行で検討するよう提案した。

開会ステートメントで、アンティグア・バーブーダは G-77/中国の立場で発言、進展が遅いことに懸念を表明、議題項目数件に関する結論書をポズナンで採択するべきだと述べた。ツバルは AOSIS の立場で発言、AWG-KP では、排出削減範囲を確立し、責任の分散を図り、手段や方法論については簡素化と継続性を取り入れるべきだと述べた。フランスは EU の立場で発言、コペンハーゲンにおいて、グローバルで包括的な合意をはかるよう求め、全面的な交渉モード入りをする用意があると述べた。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言、9条のレビューと REDD が AWG-LCA の作業に重要な関連性を持つことを強調し、AWG-KP と AWG-LCA の合同会合を提案した。

参加者は、作業構成 (FCCC/KP/AWG/2008/6~7) について合意した。以下のセクションでは、この作業の議論と成果をまとめる。ここでは特に、排出削減目標達成方法、関連する方法論問題、附属書 I 国により採用された政策と措置の「スピルオーバー効果」、「緩和ポテンシャル」、附属書 I 国のさらなる取り組みの範囲、2009年作業計画を中心に取り上げる。

手段、方法論問題、排出削減目標の緩和ポテンシャルと範囲、さらなる取り組みの問題点

これらの問題は、12月1日の AWG-KP プレナリーで初めて取り上げられた。12月3日、締約国は、緩和ポテンシャルに関するワークショップを開催した（このワークショップについては下記ウェブサイトを参照：<http://www.iisd.ca/vol12/enb12388e.html>）。AWG-KP の Dovland 議長が AWG-KP の作業計画の要素に関する戦略的討議を提案したシナリオメモ (FCCC/KP/AWG/2008/7) に基づき、締約国は、排出削減目標達成方法、方法論問題、緩和ポテンシャルの分析、附属書 I 国の排出削減目標の範囲の特定、附属書 I 国のさらなる取り組みの範囲の各議題項目について共同で検討することに合意した。その後、これらの問題は、コンタクトグループおよび、WG-KP の Dovland 議長が議長を務める非公式な議長の友グループで審議された。2008年12月10日、AWG-KP プレナリーは、結論書 (FCCC/KP/AWG/2008/L.18) を採択した。

当初の議論は、気候科学、附属書 I 国の排出削減の全体的な範囲、個別の目標の間の関係を詳細に説明することに集中した。途上国は、IPCC AR4 を強調し、2020年までに附属書 I 国で 25~40%削減という中期的な排出削減を求めた。そして、この点について、各国の取り組みに移行する前に、数量約束 (QELRO) の形で合意を求めた。しかし、一部の先進国は、全体的な範囲を各国の取り組みの基準として設定することに反対し、各国の国情を強調し、個別の排出削減目標を約束させることを望んだ。

最終的な妥協案として、附属書 I 国の排出削減規模全体と各締約国の取り組みに対処したが、その2つの関係は明確に説明されなかった。全体的な範囲については、AR4 などの最近の科学情報に基づいてこの問題

の検討を進めることを確認し、25～40%の範囲に言及した AWG-KP の以前の結論書に似た文言が成果に含まれた。行動の特性については、締約国は、長時間にわたる議論の後、「部分的に」 QELRO の形式とすることに合意した。ただし、途上国が当初求めたとおり、これらの QELRO を全体の範囲からどのように導き出すかを規定する代わりに、締約国は、排出削減の既存の約束を確認し、QELRO に関する情報提供を求めた。

AWG-KP 結論書: 結論書 (FCCC/KP/AWG/2008/L.18) において、AWG-KP は、特に次のことを行う。

- ・ 次の約束期間に関して、附属書 I 国の将来的な取り組みを部分的に QELRO の形式とすることで合意する。
- ・ 条約の究極の目的を満たすための全体的な取り組みに対する附属書 I 国の寄与として、附属書 I 国によって達成された排出削減の規模をとらえ、AR4 などの最近の科学情報に基づいてこの問題の検討を進めることを確認する。
- ・ 特に、緩和ポテンシャル、実効性、現在および将来の政策の費用・便益、附属書 I 国が利用でき、各国の国情に合った手段と技術の分析に基づいて、附属書 I 国によって達成された排出削減の規模に対する附属書 I 国の寄与を検討することを確認し、附属書 I 国間で QELRO の値に開きが生じることを認識する。
- ・ 排出量取引、プロジェクトベースのメカニズム、LULUCF が附属書 I 国に引き続き提供されることを確認し、国内での行動を補足する形でそれらのメカニズムを活用することを思い起こす。
- ・ 現在までの排出削減目標の約束に留意し、今回の AWG-KP 会合までに、同様の立場にある他の附属書 I 国に QELRO に関する情報を提供するように求める。

附属書 I 国が利用可能な機構、政策、措置、方法論の環境、経済、社会への影響 (スピルオーバー効果など)

この問題は 12 月 1 日に初めて取り上げられ、その後、Jennifer Kerr (カナダ) と Kamel Djemouai (アルジェリア) が共同議長を務めるコンタクトグループと非公式協議に託された。プレナリーおよびコンタクトグループ会合では、締約国は、考えられるプラス影響とマイナス影響に関して合意に至ることができなかった。EU、カナダ、日本は両方を支持し、インドは反対し、その他の国はプラス影響については今後協議することとして、マイナス影響に集中することを提案した。アルゼンチン、中国、サウジアラビア、カタールその他は当初反対していたが、締約国は、締約国の優先順位付けまたは最も脆弱な締約国の参照についても協議した。2008 年 12 月 10 日、AWG-KP プレナリーは、結論書 (FCCC/KP/AWG/2008/L.17) を採択した。

AWG-KP 結論書: 結論書 (FCCC/KP/AWG/2008/L.17) において、AWG-KP は、特に次のことを行う。マイナス影響とプラス影響の両方があることを確認し、締約国によりその影響レベルが異なり、途上国ではマイナス影響に注意すべきであることを認識し、締約国は 2009 年作業計画に規定されたワークショップで引き続きこれらの問題について協議する。

2009 年作業計画

この問題は、12 月 4 日の AWG-KP プレナリーで初めて取り上げられ、その後、AWG-KP の Dovland 議長により非公式会合に託された。

AWG-KP が作業の結果をコペンハーゲンでの COP/MOP 5 に報告するという COP/MOP 3 での合意か

ら考えると、2009年作業計画はポズナンでのAWG-KPの重要な問題の1つであった。非公式会合中、先進国は全般的にAWG-KPとAWG-LCAの整合化と、AWG-KPの作業計画に含まれる問題について協議するための反復アプローチを支持した。途上国は全般的に、附属書I国の排出削減の全体的な範囲を特定してから、個別の目標を決定するという明確な作業の順序を要求した。結論書では、計画の反復的な性質を確認し、条約と議定書の間で一貫したアプローチを維持することに合意した。

作業計画には、排出量目標を達成するための手段に関する議題項目における非公式協議の成果も含まれる。これらの協議では2つの小項目に重点的に取り組んだ。柔軟性メカニズムに関する非公式協議はChristiana Figueres（コスタリカ）とNuno Lacasta（ポルトガル）が共同議長を務め、LULUCFに関する非公式協議はBryan Smith（ニュージーランド）とMarcelo Rocha（ブラジル）が共同議長を務めた。これらの協議の主な成果は、これらの問題を引き続き検討し、AWG-KP議長に対して、柔軟性メカニズム、オプション、LULUCFに関係する要素と問題をさらに綿密に練ることを求めることで合意が得られたことであった。12月10日、AWG-KPは、結論書（FCCC/KP/AWG/2008/L.29）を採択した。

AWG-KP 結論書: 結論書（FCCC/KP/AWG/2008/L.19）において、AWG-KPは、特に次のことを行う。

- ・ 必要に応じ、2009年に追加の会合を開催することを決定する。
- ・ 特に、附属書I国が全体で達成した排出削減の規模を検討し、附属書I国が全体で達成すべき排出削減の規模に対する附属書I国の寄与を検討するために、作業を行う必要があることを認識する。
- ・ これらの分野における締約国の提案を求め、AWG-KP7の開催前または開催中にこれらの問題に関するワークショップを開催するよう事務局に要請する。
- ・ 締約国が提案を行い、議長がオプションの審議を進めることにより、柔軟性メカニズムの改善、およびLULUCFの定義、手順、ルール、ガイドラインに関する審議を継続することに合意する。
- ・ これらの影響（スピルオーバー効果）に関する締約国の提案を求め、AWG-KP7の開催中にこれらの問題に関するワークショップを開催するよう事務局に要請する。
- ・ 議長に対し、第3条9項に則り、京都議定書の修正のための要素、あるいは附属書I国のさらなる取り組みに関する文言の要素についての覚書を作成するよう要請する。
- ・ 作業計画の反復的な性質を確認したうえで、第7回会合で附属書I国の排出削減の全体の規模に関する結論書を採択し、第8回会合で附属書I国が全体で達成すべき排出削減の規模に対する附属書I国の寄与に関する結論書を採択し、第9回および第10回会合で排出削減目標を達成するための手段にかかわる改善のルールと手順、方法論の問題、考えられる影響に関する問題を検討し、第9回会合で附属書I国のさらなる取り組みに関する草案文書を検討するよう努める。

COP/MOP 決定書: AWG-KP結論書だけにとどまらず、COP/MOPは、閉会プレナリーでAWG-KPの作業に関する短文の決定書を採択した。本結論書（FCCC/KP/CMP/2008/L.5）において、COP/MOPは、特に次のことを行う。附属書I国のさらなる取り組みに関する文言の拡張、ならびに、3条9項に則った京都議定書の修正のための要素の拡張を期待する。

12月11日～12日の日程で、COP13とCOP/MOP3の合同ハイレベル・セグメントが開催された。同セグメントでは、4人の各国首脳および政府代表がステートメントを発表したほか、100名以上の閣僚、政府高官、政府間組織および非政府組織、国連機関、専門機関、その他広範な利害関係者の上級代表が演説した。スピーカーは、気候変動、UNFCCC、京都議定書に係る広範な問題についてそれぞれの意見を述べた。

各国のステートメント：多くの締約国は、2009年末のコペンハーゲン会議につながるバリ行動計画およびバリ・ロードマップについて述べた。また、多くのものが、2013年以降の公平かつ総合的な枠組み策定に向けた約束を再確認し、世界の金融危機は、行動を阻害するものというよりは、1つの機会と捉えるべきだと述べた。多数の発表者が、中長期目標の策定ならびに低炭素経済への転換の重要性を指摘した。一部のものは、国内の緩和行動および適応行動を紹介、技術移転と財政支援の必要性を説いた。

アンティグア・バーブーダはG-77/中国の立場で発言、ポズナン会議に対する期待が満たされていないことは遺憾であるとし、手法を大胆に変えるよう求めた。フランスはEUの立場で発言、EUの2020年排出量目標を再確認し、ポズナンにおいて多国間でこの意思を再確認するよう要求、気候変動と生物多様性、貧困、不平等の相互の結びつきを強調した。

モルディブはLDCの立場で発言、気温が2℃上昇するならば、世界は「危険地帯」に入ると述べた。AOSISとLDCは共に、気温の上昇を1.5℃で抑え、温室効果ガス濃度を350ppm以下とすることを求め、さらに先進国が2020年までに1990年比で40%の排出削減を行うことを要求した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言、コペンハーゲンに向け、全体の努力を良い方向に向かわせるため、確固としたしかも弾力的な礎を築く必要があるとし、共有ビジョンの議論を歓迎した。アルジェリアはアフリカン・グループの立場で発言、20年間交渉をしてきたが、期待された結果は得られていないと述べ、先進国は京都で合意した控えめな目標でさえ達成していないと指摘した。

コロンビアは、先進国が引き起こした気候変動の犠牲になっていると訴え、REDDメカニズムを含む市場主導のメカニズムの柔軟性を唱えた。ベルギーはREDDへの資金供与を保証することを支持した。

アイルランドは、IPCC AR4でさえ時代遅れだと主張し、2050年までに世界的にカーボン・ニュートラルを実現する必要があると訴えた。チリは、必要であれば2009年の会合ラウンドを主催すると申し出た。エジプトは、セクター別の行動を国家主導で進めるべきだと主張し、途上国の取り組みを強制することに反対した。ナイジェリアはCCSの進展を支持した。

ロシア連邦は、1人当たりGDPその他の客観的基準を用いた国家間の差異化を提案し、各国レベルで実施すべきであるとして、附属書Iの目標に対して範囲を設定することに反対した。モンゴルは、準地域的な協力を強調した。

インドは、政府主導の技術と資金に関する行動、ならびに、途上国に必要な技術を調達するメカニズムを強調した。そのうえで、地域的な技術革新センターを提案した。

イランは、新しい国家の区分を構築することによる途上国間の差異化を認めなかった。ベラルーシは、議定書の柔軟性メカニズムに参加できるよう、議定書附属書Bに加入することを承認するよう締約国に働きかけた。

ブルキナファソは、特許、知的財産権、技術移転、世界的な連帯に対する姿勢を改めるよう、附属書I

国に呼びかけた。

セイシェルは、附属書 I 国が停止して「逆戻り」しており、コペンハーゲンでは革新的な取り決めに合意しなければならないと指摘した。ソロモン諸島は、国民が気候難民になってしまう危険があると訴えた。

オブザーバー組織のステートメント：締約国の発表とともに、多くの政府間組織と市民社会団体からも意見が表明された。IUCN は、温度が 2℃上昇すると、サンゴ礁の 85%が消滅し、海面が危険なレベルまで上昇すると警告した。

Indigenous Peoples は、すべての REDD イニシアティブと炭素市場制度の中止を求め、その代わりに排出源での排出削減を訴えた。

Women's Caucus は、原子力エネルギーを利用して気候変動を緩和することに反対し、これらの活動は決して安全でないと主張した。世界教会協議会は、締約国が世界の管理人となる責任を共有するよう促した。

Youth の代表は、協議の進展が遅いことに怒りをあらわにし、先進国が率先して気候変動に対処しないのであれば、それこそ人類史上最も不道德な行為であると指弾した。

ステートメントを発表するとともに、閣僚その他の政府高官は、長期協力行動のための共有ビジョンに関する非公式な閣僚級ラウンドテーブルで会談を行った。この閣僚級ラウンドテーブルは、12 月 11 日に開催された。

ハイレベル・セグメントでの報告書については、下記のウェブサイトを参照：
<http://www.iisd.ca/vol12/enb12394e.html>

これらのスピーチの完全ウェブキャストは下記で聴くことができる：<http://copportal1.man.Poznań.pl>

COP および COP/MOP 閉会プレナリー

12 月 12 日金曜日夜、Maciej Nowicki 議長が COP および COP/MOP の閉会式を開催した。締約国は、COP 報告書 (FCCC/CP/2007/L.1/Add.1) および COP/MOP 報告書 (FCCC/KP/CMP/2008/L.1) を採択した。また締約国は、ポーランド政府に対し、会議を主催したことへの感謝の意を表し、またポーランドの人々の歓迎に対する感謝の意を表した (FCCC/CP/2008/L.3 および FCCC/KP/CMP/2008/L.3)。

新たに EU 議長国に就任するチェコ共和国は、その当日、ベルギーのブリュッセルで EU 主要国が気候変動への対処に関して合意に至ったと述べ、コペンハーゲン合意に向けた EU の取り組みを強調した。

Nowicki 議長は、議定書 9 条に則った第 2 回レビューにおいて、収益の一部に関する結果が十分に得られなかったことには失望したが、会議は変わらず生産的であり、コペンハーゲンに向けて活気に満ちていると述べた。同議長は、ポズナンでは 2009 年作業計画が策定されたことを指摘したうえで、共有ビジョンに関する非公式な閣僚級ラウンドテーブルを強調し、来年に向けて協力の精神が確立されたことに期待をにじませた。

Nowicki 議長は、適応基金理事会の法的能力の問題が解決すれば、適応行動が前進するだろうと述べた。そして、技術移転に関するポズナンの戦略計画が合意に至り、REDD および LDC 基金に関する協議に進展が見られたことを強調した。

同議長は、来年の交渉がうまく運ぶことを祈りながら、12 月 13 日土曜日午前 2 時 59 分、閉会を宣言し

た。

COP 14 および COP/MOP 4 の簡単な分析

ポズナンでの成果とコペンハーゲンまでの (長い) 道のり

歴史的なバリ気候変動会議から 1 年が経ち、気候変動に関する国際協力を強化する 2 年間のプロセスを開始したバリ・ロードマップの中間点を迎えた。振り返ってみると、2008 年には、将来の体制の重要な要素を取り上げた 4 回の会議および協議を通じて進展が見られた。しかし、残りの 12 カ月については重圧がかかっている。2009 年には、できるだけ早期に本格的な交渉を開始して、来年 12 月のコペンハーゲンでの取り決めを固めなければならない。

この分析では、ポズナン気候変動会議の進展を評価し、きたるべき重要な年に残された主な問題を分析する。最初に、ポズナン会議が開かれた政治的背景について説明する。続いて、来年のコペンハーゲンの成果につながるかどうかを問い質しながら、ポズナン会議に対する主な期待事項を評価して、結果を分析する。

2008 年末の (政治) 情勢

ポズナン会議の政治情勢は、2007 年のバリ会議から若干変化した。バリでは、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 4 次評価報告書 (AR4) に対して強い国際的な反応が集まり、気候変動の緊急性が際立った。対照的に、ポズナンでは、急速に悪化する世界金融情勢を背景として交渉が進められた。多くの参加者は、気候政策が金融危機のあおりを受けることを懸念し、最も楽観的な参加者でさえ、金融危機がプロセスにある程度の影響を及ぼすと予想した。

EU およびその他の会議参加者は、低炭素社会に移行すれば、コストはかかるが、重要な経済的機会も提供されると主張して、気候変動との戦いに取り組んでいることを強調した。ただし、ポズナン会議と時を同じくして、2020 年までに排出量を 20%削減するという目標を達成する EU の気候・エネルギー政策パッケージに関する交渉が長引き、気候政策に対する EU のリーダーシップが弱まっているのではないかという疑問が生じた。ポズナン会議の最終日、参加者は、一部の NGO が歩み寄りのための譲歩を非難したとはいえ、EU のパッケージに関して、ブリュッセルでの話し合いが合意に達したと聞いて胸をなで下ろした。2013 年から 2020 年の期間を対象とするパッケージでは、EU の排出量取引スキーム (ETS) の第 3 取引期間のルールが規定され、ETS に含まれない部門における EU 加盟国の個別の排出量目標が詳細に説明され、再生可能エネルギーの比率を 20%に高め、バイオ燃料の比率を 10%に高め、および 2020 年までにエネルギー効率を 20%向上させるという目標が掲げられた。

同時に、米国大統領選挙におけるバラク・オバマの勝利は、ポズナン会議で楽観的な見方が広まった 1 つの理由となった。オバマは、気候変動に高い優先度を与えることを約束し、進行中の経済危機への対応策としてグリーンエネルギー経済を強調した。ポズナンでは、米国はブッシュ政権の代表を送り込み、公式交渉で比較的地味な立場を維持していた。2009 年の米国の姿勢が不確実であるせいで、他の国がポズナンで重大な政治的前進を遂げられないと考える参加者もあった。先進国が排出削減と金融に関する姿勢を明らかにする前に、途上国が重要な動向を見せることを期待する参加者はほとんどいなかった。全体として、大部分

の参加者は、ポズナン会議を取り巻く政治的環境が政治的に画期的な進展を遂げるために理想的な状態ではないと感じていたが、そのことが大きな成果が得られなかった理由になったのかもしれない。ベテラン参加者は、この会議を「あまりぱっとしないどちらつかずの COP」と評した。

(さまざまな) 期待事項と成果

ポズナンの議題はきわめて多岐にわたり、6つの機関が90件以上の議題項目と下位項目を検討した。これにより、多くの参加者に負担がかかり、優先する作業の重要度が強調された。そのため、緊急度の低い議題が通常ほど注目されず、バリ・ロードマップに関連する問題（長期的協力行動に関する特別作業部会（AWG-LCA）、京都議定書附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ（AWG-KP）、議定書9条に則った第2回レビュー）に重点が置かれることになった。参加者は、適応基金とクリーン開発メカニズム（CDM）の運用など、他のいくつかの議題項目にも重点的に取り組んだ。

AWG-LCA：京都議定書第4回締約国会合において、AWG-LCAは、会合期間中ワークショップ、コンタクトグループ、閣僚級ラウンドテーブルのテーマとなっている「長期協力行動のための共有ビジョン」の検討に多くの時間を費やした。バリ行動計画によると、「共有ビジョン」には排出削減のための地球規模の目標が含まれる。一部の楽観的な参加者は、排出削減のための地球規模の長期目標に関するポズナンでの合意が2009年の交渉の指針となることを期待するが、そのような成果を達成するための本格的な試みは見られない。それよりむしろ、多くのベテラン参加者は、それが一括協定の重要な部分となりそうであることから、この問題はコペンハーゲンまで解決されないと予測する。しかしながら、「共有ビジョン」が行動計画の重要なビルディングブロック、すなわち緩和、適応、技術、資金を網羅するという共通理解がポズナンで浮上したことについては、肯定的な兆候と見なした。多くの参加者は、モニタリング、計測可能性・報告可能性・検証可能性（MRV）の概念と、途上国における国ごとに適切な緩和行動の考え方に関して進展が見られたことも認めている。

対照的に、多くの先進国が支持した途上国間の差異化の提案は、G-77/中国の一部グループにより拒否された。AOSISから提案された保険機構を含め、適応に関するいくつかの提案もより具体化された。これらをはじめとする多くの考え方は、AWG-LCA4の主な成果の1つであり、2009年上半期に正式な交渉文書へ発展することが予想される提言と提案を集めた「とりまとめ文書」に組み入れられた。

AWG-KP：AWG-KPでは、コペンハーゲンで附属書I締約国の2013年以降の取り組みを最終決定するために必要な追加作業について合意することを目指して、議題と2009年の作業計画のすべての主要項目に関する戦略的討議に重点を置いた。一部のオブザーバーと途上国は、先進国による中期的な排出削減の全体の範囲を明確に規定することを希望した。しかし、AR4の2020年までに25~40%削減の範囲がAWG-KP結論書で再度繰り返され、その言い回しは、以前の結論書で使用されていたものに似て、決定的な取り組みを欠いている。数名の交渉官によると、この原因は主に、アンブレラグループに属する一部の国が現時点で中期的な範囲を約束することに難色を示したことであった。ただし、多くの参加者は、おそらく参加者が政治情勢からしてそのような議論の機が熟していないと考えたため、ポズナンでこの問題に関して合意に達しようという本格的な取り組みが十分になされなかったことも指摘した。全体として、ほとんどの参加者は、

AWG-KP の成果が、附属書 I 国のさらなる取り組みが「原則的に」数量約束 (QELRO) の形をとるという合意と 2009 年作業計画に限られた控えめなものであったと感じた。会議にあまり期待していなかった参加者は、締約国が不況の底打ちと米国の新政権の到着を待っており、これ以上の成果はほとんど期待できなかったと述べた。

適応基金：ポズナン会議の唯一の具体的な成果には、技術移転に関するポズナン作業計画とともに、適応基金の運用が挙げられる。COP/MOP は、地球環境ファシリティーや世界銀行との協定に関する決議を含め、基金を運用するための決議を採択した。重要なことには、基金にアクセスする 3 つの経路（実施機関を通してのアクセス、承認国家機関を通してのアクセス、締約国による直接のアクセス）がいずれも可能になった。これを受けて、基金は、来年にも途上国の適応プロジェクトおよびプログラムへの融資を開始する予定である。

適応基金の成功は、議定書 9 条に則った第 2 回レビューにおける共同実施と排出量取引の収益の一部（「適応税」）の適用拡大に関して十分な合意が得られず、追加的な資源を確保できなかったために低下した。多くの参加者が予想したとおり、これらの協議は難航して合意に至ることができず、COP/MOP 4 は重要な成果をもたらすことなく第 2 回レビューを終えることになった。ほとんどの途上国は、適応基金を拡大できなかったことに深い失望感を表明した。

多くの締約国と民間部門の代表は、議定書 9 条に則ったレビューで CDM を改善することを期待したが、レビューが大した成果を上げることができなかったのは、ポズナンで交渉された改善が採択されなかったことを意味する。ただし、AWG-KP は、3 月と 4 月の会議で、2013 年以降のメカニズムに関連する問題の検討を進めることで合意した。

ポズナンからコペンハーゲンへ：来年の主な作業

ポズナン会議を終え、バリ・ロードマップのもとで、2009 年に多くの重要な作業が残されていることを疑う参加者はほとんどいなかった。AWG-KP および AWG-LCA にとって、第一に重要な作業の 1 つは、コペンハーゲン会議の 6 カ月以上前に締約国に伝達しなければならない正式な交渉文書を作成して、法律上の手続きを遵守することである。ポズナン会議は、ボンで開かれた 3 月と 4 月の会議の資料を用意することが両 AWG の議長に要求され、その方向で成功を収めた会議と幅広く受け止められている。

2009 年の AWG-LCA の作業は容易ではない。同グループは、4 つすべてのビルディングブロックと共有ビジョンに関する合意を確定しなければならない。これは、米国や途上国を含め、すべての国が緩和の協議に参加する唯一の機関である。そのため、地球規模の長期目標、先進国による緩和の取り組みの比較可能性、途上国における国ごとに適切な緩和行動と関連する MRV に関する交渉が中心をなすことが予想される。重要なのは、技術移転、資金供給、キャパシティビルディングを通じた先進国から途上国への支援にも MRV が適用されるため、その実施方法を明確にしなければならないことである。資金供与と技術に関して、AWG-LCA は、資金供与の緩和と適応行動の構成に関して合意に達し、技術開発および技術移転を促進しなければならない。この作業の一環として、とりまとめ文書に含まれる提案の評価が行われる。

AWG-KP は、2009 年に、2013 年以降の附属書 I 国のさらなる取り組みに関して合意を得るという明確な

目標を持っている。そのため、一部の途上国は、AWG-KP の 2009 年作業計画に含まれる作業がはっきり順序づけられていないとして、若干の失望感を表明した。しかし、多くの先進国は、計画の反復的な性質を再確認する文言が盛り込まれ、附属書 I 国の取り組みに関連して条約と議定書の間で「一貫したアプローチを維持する」合意が得られたことに満足していた。

ポズナンで発信されたいくつかのシグナルに基づき、一部の参加者は、2009 年に条約と議定書のトラックの関係がますます深まると予測している。多くの先進国は、たとえば 2 つの AWG はどちらも先進国による緩和に対処していることから、両グループの作業を調整するべきだと主張している。ポズナンでは、ノルウェー、EU、その他は、コペンハーゲンでの「パッケージ」と「包括的な合意」に言及し、ニュージーランドは、全体委員会を編成し、2009 年 6 月に単一の交渉文書に基づいて進めることを提案した。しかし、多くの途上国と米国は、条約と議定書の交渉トラックを結びつけるやり方に断固として反対した。多くの途上国は、このやり方では、議定書締結先進国の新しい排出削減目標から重点が移り、米国が議定書に関係する議論につながる提案を回避しようとするのではないかと懸念する。そのため、どのようにバリ・ロードマップのさまざまなトラックで作業の重複を回避するか、交渉の法的な成果が最終的にどんなものになるかについては、2009 年に決定される予定である。法律や手続きに関する問題と同様に重要なのは、コペンハーゲンに集まる交渉官のほとんどが、政治的な意志が成果を左右すると予想していることである。

すべての道 (ロードマップ) はコペンハーゲンに通ず

多くの参加者は、ポズナン会議で一定の進展と肯定的な前進が見られたことを認めたが、全体的には、交渉官が大きな一歩を踏み出すことができなかつたととらえられている。果敢な行動を期待していた参加者は、政治的リーダーシップと決断力が欠けていたせいで、来年に成功が持ち越されるというシグナルが送られたと非難した。むしろ多くの参加者は、中長期の排出目標と資金供与などの重要な問題のほとんどがコペンハーゲンまでに達成されないのではないかと予測する。これにより、どのような成果がコペンハーゲンでの成功と言えるのか、あるいは、2009 年以降に新しい気候体制の詳細をどこまで最終決定する必要があるのかという見通しについて、再び考えさせられることになった。

当然ながら、一部の参加者は、気候変動に関する科学的証拠は固まりつつあるが、深刻な経済危機に照らして、「バリの精神」が気候変動と戦おうという各国の決意が弱まっていることを懸念しながら、ポズナンを後にした。

しかし、他の参加者は、楽観的な見方をまだ捨てようとしなかつた。それらの参加者は、EU と米国が気候変動の緩和と低炭素経済への移行も視野に入れた経済危機への対応策を表明したことに触れた。国際交渉プロセスの浮き沈みをよく知る数名のベテラン参加者は、大きな枠組みで見れば、ポズナンで大した成果が得られなかつたことを肯定的にとらえることもできると示唆した。あるオブザーバーの言葉を借りるならば、「参加者は、必ず成功がもたらされるわけではなく、確固たる政治的意志がなければ、コペンハーゲンで必要とされる歴史的な前進を遂げることができない可能性が高いということを思い出す必要があった」。

今後の会議予定



Earth Negotiations Bulletin
COP14
<http://www.iisd.ca/climate/cop14/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

気候変動に関する国際科学会議：世界的リスク・課題・決断：2009年3月10～12日、デンマークのコペンハーゲンで開催される。この会議は、国際研究型大学連合のパートナーの協力を受けてコペンハーゲン大学で開催され、沿岸地帯と海洋資源の気候変動への適応に関する会合が含まれる。詳細については右記に連絡：
Torben Mandrup Timmermann, University of Copenhagen; tel: +45-3532-4106; e-mail: tmti@adm.ku.dk; internet: <http://climatecongress.ku.dk/>

AWG-LCA 5およびAWG-KP 7：長期的協力行動に関する特別作業部会（AWG-LCA）第5回会合および、京都議定書の附属書1国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ（AWG-KP）第7回会合は、2009年3月9日～4月9日、ドイツのボンで開催の予定である。詳細については右記に連絡：UNFCCC Secretariat; tel: +49-228-815-1000; fax: +49-228-815-1999; e-mail: secretariat@unfccc.int; internet: http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php?year=2009

気候変動に関する先住民族の国際サミット：2009年4月20日～24日、米国アラスカ州アンカレッジで開催される。会議の目的には、先住民族が団結して共通の問題について話し合うことと、地域的、国家的、国際的なプロセスにおける先住民族の可視性と関与を高めることが含まれる。詳細については右記に連絡：Inuit Circumpolar Council; tel: +1-907-274-9058; fax: +1-907-274-3861; e-mail: info@indigenoussummit.com; internet: http://www.iccalaska.org/Media/Flyer_Summit.pdf

UNFCCC 補助機関の第30回会合、AWG-LCA 6、およびAWG-KP 8：UNFCCC 補助機関（実施のための補助機関（SBI）と科学的・技術的助言のための補助機関（SBSTA））の第30回会合は、2009年6月1日～12日、ドイツのボンで開催の予定である。それと同時に、AWG-LCA 6とAWG-KP 8も開催される。詳細については右記に連絡：UNFCCC Secretariat; tel: +49-228-815-1000; fax: +49-228-815-1999; e-mail: secretariat@unfccc.int; internet: http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php?year=2009

AWG-LCA 7およびAWG-KP 9：AWG-LCA第7回会合およびAWG-KP第9回会合は、2009年8月に開催の予定である。開催地はこれから決定される。詳細については右記に連絡：UNFCCC Secretariat; tel: +49-228-815-1000; fax: +49-228-815-1999; e-mail: secretariat@unfccc.int; internet: http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php?year=2009

第3回世界気候会議：第3回世界気候会議は、2009年8月31日～9月4日、スイスのジュネーブで開催の予定である。第1回および第2回の世界気候会議はそれぞれ1979年と1990年に開催され、気候変動の問題に関して大きな進展を遂げた。第3回会議は、「政策決定のための気候予測」をテーマとして掲げ、人類が気候予測と知識の進歩からどのような利益を受けることができるかに焦点を当てる。同会議は、COP 15への情報源の役目も果たす。詳細については右記に連絡：Buruhani Nyenzi, WCC-3 Secretariat, WMO; tel: +41-22-730-8273; fax: +41-22-730-8042; e-mail: wcc-3@wmo.int; internet: http://www.wmo.int/pages/world_climate_conference

第15回UNFCCC締約国会議および第5回京都議定書締約国会議：第15回UNFCCC締約国会議および第5回京都議定書締約国会議は、2009年12月7日～18日、デンマークのコペンハーゲンで開催の予定である。これらの会議は、UNFCCC補助機関の第31回会合と同時に行われる。第15回UNFCCC締約国会議および第5回京都議定書締約国会議では、2007年12月にバリの国連気候変動会議で合意された「ロードマップ」に従い、（京都議定書の第1約束期間が終了する）2013年以降の気候変動に対処するための枠組みに関する合意をまとめること



Earth Negotiations Bulletin
COP14
<http://www.iisd.ca/climate/cop14/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

が期待される。詳細については右記に連絡 : UNFCCC Secretariat; tel: +49-228-815-1000; fax: +49-228-815-1999;
e-mail: secretariat@unfccc.int; internet: <http://unfccc.int/>

用語集

AIJ	共同実施 活動
AOSIS	小島嶼国連合
AR4	IPCC第4次評価報告書
AWG-KP	京都議定書附属書 I 国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ
AWG-LCA	条約の下での長期的協力行動に関する アドホック・ワーキンググループ
CCS	炭素回収貯留
CDM	クリーン開発メカニズム(CDM)
CER	認証排出削減量s
CGE	非附属書I国別報告書に関する専門家諮問グループ
COP	締約国会議
COP/MOP	締約国の会合としての役割を果たす締約国会議
EGTT	技術移転に関する専門家グループ
EIT	市場経済移行国
GEF	地球環境ファシリティ
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
JI	共同実施
JISC	共同実施監督委員会
LDCs	後発発展途上国
LULUCF	土地利用・土地利用変化・林業
MRV	計測、報告、認証
NAPA	国家適応 行動 計画
NWP	気候変動 の影響とこれに対する脆弱性および 適応 に関するナイロ ビ作業プログラム
ppm	CO ₂ 換算で100万分の1
QELRO's	数量化された排出抑制 削減 目的
REDD	途上国における森林減少に由来する排出の削減
SB	UNFCCC補助機関y



Earth Negotiations Bulletin
COP14
<http://www.iisd.ca/climate/cop14/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

SBI	実施に関する補助機関
SBSTA	科学的、技術的助言に関する補助機関
SIDS	小島嶼後発途上国
UNFCCC	国連気候変動枠組条約

GISPRI 仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola “Tomi” Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Chris Spence, and Yulia Yamineva. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org> and the Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2008 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies – IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute – GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the International Organization of the Francophonie (IOF). Funding for the translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Ministry of Environment of Spain. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the *United Nations Climate Change Conference - Poznań* can be contacted by e-mail at <chris@iisd.org>.